

令和 5 年度 厚生労働科学研究補助金  
地域生活支援拠点等コーディネーターの連携・協働好事例調査

# 地域生活支援拠点等 コーディネーター 好事例集

2024 年 5 月

## 千葉県千葉市

### 緊急を緊急にしないための体制づくり 予防的体験の促進

多機能拠点整備型+面的整備型/拠点等コーディネーター配置済

人口：978,064人(令和5年4月1日現在)

身体障害者手帳所持者 30,682人/療育手帳 8,011人/精神保健福祉手帳所持者 11,568人  
指定特定相談支援事業の計画作成率 87.4%

#### 【地域生活支援拠点の経過】

##### ○空所確保型の限界

・平成29年度から設置された地域生活支援拠点では、年間2床分の空床確保型で緊急対応していたが、順調にいかず、事前の顔合わせの必要性、利用者の状態像を理由に受け入れを断られることが多かった。

・特に強度行動障害など行動の激しい方を受け入れることが困難であり、このような課題を受け、令和元年度に地域自立支援協議会において地域生活支援拠点の見直しにかかる作業部会を設置、検討を行い、令和2年3月に「千葉市における地域生活支援拠点の見直しについての提言」がまとめられた。

・同提言では、「障害者の特性はさまざまであることから、市内の全ての障害者に対して、2～3の少数の法人で拠点の5つの機能の役割の大部分を担うことは困難である。また、障害者のなかには、支援者との信頼関係を築くのに長い時間を要する方も多いためと考えられ、新しい生活環境や支援者で対応するよりもなるべく普段の慣れた生活環境や支援者による支援体制を崩さずに支援していただくことが利用者にとって望ましい」とした。

・このため、「すべての障害福祉サービス事業所をはじめとする既存のあらゆる社会資源を有機的につなぐネットワークを強化し、市としてのガイドラインを明示することで各機関の役割分担を行い、障害者が住み慣れた地域で安心して生活できる体制を整備していただくことが重要である」と方向性を示した。

#### 【地域生活支援拠点の整備状況】

##### ○区単位での地域生活支援拠点コーディネーターの配置

・令和4年度から地域生活支援拠点と障害者基幹相談支援センターを統合し、区単位で基幹相談支援センターに地域生活支援拠点コーディネーターを配置、すべての障害福祉サービス事業所をはじめとする既存のあらゆる社会資源を有機的につなぐネットワークの強化、地域生活支援拠点等の機能を担う事業所に市としてのガイドラインを明示、各機関の役割分担を行う方向に転じ、緊急時においてもできるだけ利用者の日常を壊さないような対応を原則とした。

・指定特定相談支援事業所が付いていれば予め緊急時のプランを立てておくことや、サービスの利用が無い場合は、委託相談支援事業、基幹相談支援センターの拠点コーディネーターがアセスメントを行い、本人にとって必要なサービスの組立に繋げる方向とした。

### 【緊急にしないための平常時の支援】

#### ○予防に向けた体験の促進

##### <相談支援専門員への働きかけ>

・人口 100 万人規模の自治体であるが、障害者手帳所持者が福祉サービスを利用している場合、約 9 割に相談支援専門員が担当として付いている。その特徴を生かし、相談支援専門員が担当している利用者の中長期支援を考え、緊急時の対応を本人、家族と予め相談するよう促している。

・毎月の相談支援専門員を集めた意見交換会の場でも、とにかく“緊急を緊急事態にしないように”と準備を促すことを伝えている。

・予防が大事であり、予防には体験が必要だと考えている。緊急にしないためにも短期入所等の体験利用についても働きかけている。そして普段のアセスメントも大切であることを伝え、複合的な課題を抱える事例については、相談支援専門員のバックアップをしている。

##### <福祉サービスを利用していない当事者への働きかけ>

・障害者手帳所持者で福祉サービスを現在利用していない人、就労中の方などは、相談支援に繋がっていない方も多く、地域生活支援拠点の勉強会を開催し、相談支援との繋がりや先を見据えた体験利用は促している。

・親の会や障害者就業・生活支援センターの勉強会では、親が高齢になり、急にグループホーム入るのではなく、まずは「相談支援につながりましょう」と伝え、説明の場で、基幹相談支援センターへ電話をする練習を組み込むなど、実践的な取り組みも行っている。こうした取組みを経て、グループホームへの体験利用につながった事例が多数みられている。

#### ○予防的支援のための周知広報活動

・当事者や事業所に向け、緊急であっても普段から関わりのある事業所やつながりがあれば、緊急時も対応できる、そのために動画を作成して周知している。動画では、地域生活支援拠点は、緊急時の預かりではなく、緊急にしないための体制づくりであることを伝えている。

・動画では、「緊急を緊急にしない」、「ワンチーム千葉市」、「緊急にしない体制づくり」と呼び掛け、予防的な支援の働きかけ、予防的に体験しておこうということをキャンペーンしている。

## ○拠点メーリングリスト

・相談支援専門員を通じて、グループホーム等の空き資源の情報収集と体験のお願いを行っている。拠点のメーリングリストは、6区基幹相談支援センターでシェアし、送信することができる。地域生活支援拠点として登録している事業所も入っており、居住系が中心である。

・このメーリングリストには医療型短期入所施設も登録しており、医療や身体障害のある方へ対応力のある登録事業所が多いことが特徴的である。

**拠点MLについて**

\_\_\_\_\_@googlegroups.com

上記アドレスより、6区基幹相談のアドレスからML宛に送る事ができます。

緊急での入居を探すような方がいたり、体験・短期入所を希望するような方がいたり、ここに書き込む予定です。

書き方例

40代区分の知的障害の男性の方が、急遽緊急預かり先を探しています。受け入れの余力がある事業所は、こちらの電話番号 〇〇〇-〇〇〇の担当者〇〇まで連絡ください。

こちらのQRからもメールを送る事が出来ます！

※必ず入力！！

## 【緊急時における受入れ対応】

### ○緊急一時保護

・緊急時が発生した場合、基幹相談支援センターがアセスメントを行い、本人にとって必要なサービスの組立や相談支援専門員が付いている場合は、バックアップをし「支援者みんなでやる」姿勢で対応している。

・重度の障害のある方以外は、拠点メーリングリストで地域生活支援拠点に登録している事業所等に依頼している。可能な限り在宅での調整をするが、困難な場合がある。重度の障害のある方の緊急預かりを想定して、いくつかの事業所で万が一は受けられるようにチームを組んでいる。

・例えば入所施設、拠点登録している療養介護病床のある病院、児童の短期入所事業所、精神科病院などと連携している。支給決定のない自立している人はシェルターや生活保護担当課がもっている一時保護施設のどれかで対応している。医療的ケア児者は医療型短期入所施設で受け入れている。

### ○障害担当課も把握していない方への課題

・障害福祉関係機関からではなく、民生委員や地域包括支援センター、学校や警察、医療機関等、近接領域からの相談依頼が圧倒的に多い状況がある。特に行政に情報がない人、相談支援専門員が付いていない方について、介護者の緊急時に本人情報がなく対応に苦慮する現状がある。

## 【実態調査を通じた相談支援専門員との連携、市への働きかけ】

### ○医療的ケア児者、強度行動障害のある方の把握

・医療的ケア児者等の実態調査では、介護者の緊急時に支援が望めるかどうかということと、支援が望めない人は念のため基幹相談支援センターに情報提供しますかということ

ク欄を用意している。そこにチェックした方については、市から基幹相談支援センターに情報提供が行われる仕組みとなっている。市町村としては、個人情報勝手に漏らすわけにはいかず、同意をもらった方に関して、拠点コーディネーターに情報提供を行う形となっている。

- ・相談支援専門員が付いているケースがほとんどだが、情報提供により、相談支援専門員を通じて把握、情報共有が可能となり、拠点コーディネーターが動きやすくなっている。

- ・実態調査は、自立支援協議会で基幹相談支援センターや地域生活支援拠点を担う事業所などの現場の人たちから、この方たちのサービスが足りないから調査してくださいという働き掛けを市に対して行うことによって実現している。

- ・現在、強度行動障害の在宅の方たちに同様の調査の予定であり、チェック項目に同意欄を付ける予定である。強度行動障害の人たちの情報が共有できる仕組みを作っていく予定である。

#### 【今後の地域生活支援拠点の発展と課題】

##### ○中長期的な視点

- ・人口規模も多く、新規相談者の緊急対応に追われると、分野別あるいは課題別の集まりを開催するに留まり、5年後といった中長期的を見据えた支援を行うことが難しい現状がある。拠点コーディネーターは関係機関のネットワークを作り、中長期を見据えた対応することが求められているのではないかと考えている。

##### ○体験を促進するための制度の課題

- ・現在就労しているなど障害福祉サービス受給者証を持っていない人たちが、体験のためだけに受給者証を取るとなるとハードルが高くなる。訓練等給付（共同生活援助）の区分認定が必要。支給決定の調整も体験利用の場合もしている。

- ・支給決定基準は基本的に国の事務処理要領に基づいているところだが、国の事務処理要領に、『ただし体験入所の場合は共同生活援助であっても区分認定が要らない』などと記載することはできないだろうか。本来、訓練等給付は支給決定区分が要らないはずだが、共同生活援助だけ要ることになっている。区分認定は審査会を経るなどの手続きが必要になるため、体験の同意を得ても動機づけが維持できなくなる一要因となっている。

## 鹿児島県鹿児島市

### 連携協定法人と関係機関で構築する 24 時間 365 日の安心

多機能拠点整備型 + 面的整備型/拠点等コーディネーター配置済

人口：596,245 人(令和 5 年 4 月 1 日現在)

身体障害者手帳所持者 29,031 人/療育手帳 6,574 人/精神保健福祉手帳所持者 7,548 人  
指定特定相談支援事業の計画作成率 94.9%

#### 【地域生活支援拠点の経過】

・鹿児島市障害福祉計画第 4 期計画にて国の基本指針及び第 3 期計画の実績と実情を踏まえ、平成 29 年度末までに「地域生活支援拠点を一つ以上整備すること」を目標値として定めた。検討にあたっては、自立支援協議会の中に、地域生活支援拠点整備に向けた検討部会を立ち上げ、地域生活支援拠点の運用や機能、体制整備のプロセスのイメージを関係機関と協議することから始めた。

・地域生活支援拠点については、平成 24 年度に設置した鹿児島市障害者基幹相談支援センターの相談機能と連動する仕組みとし、多機能拠点整備型面的整備モデルとして設置した。

・地域生活支援拠点に係る運用等の課題には、自立支援協議会の地域生活支援拠点部会で協議するなど、行政や市内の法人とパートナーシップを図っている。平成 29 年 10 月の開始当初は 7 法人と協力協定を締結。基幹相談支援センターの運営協議会を構成する市内の 60 法人のうち、現在、18 法人と連携協定を締結している。(2024 年 4 月現在)

#### 【地域生活支援拠点の整備状況】

##### ○多機能拠点型面的整備モデル[鹿児島市モデル]

・国の地域生活支援事業を活用し、平成 29 年度から地域生活支援拠点事業としてスタートした。多機能拠点として「地域生活支援拠点ゆうかり」を設置。緊急時の相談及び対応先として、安心コールセンターを設置した(24 時間、365 日対応)。緊急時の受け入れ先としてグループホームに併設した短期入所 4 床(うち 1 床を空床補償)を確保している。

・多機能拠点型面的整備モデルでは、地域生活支援拠点の運営に市内にある複数の法人が連携協定法人として協力し、多機能拠点である「地域生活支援拠点ゆうかり」に設置した安心コールセンターの夜間の宿直業務、緊急時受け入れで空きがない場合等、8 つの連携施設に依頼し受け入れる体制を整備している。

・連携協定法人は、それぞれの事業所で緊急一時保護等の受け入れを担う他、拠点の宿直業務に輪番で入る。連携協定法人は地域生活支援拠点の設置年度から年々増えており、その背景には令和 3 年度の報酬改定の影響も大きいと考えられる。

・常時、緊急一時保護があるわけではないので、その枠を使った独自の体験の受け入れについてのルールを整理したうえで、令和 5 年度から始めている。例えば、精神科病院で長期入

院になっている場合、鹿児島市内の地域活動支援センターが地域相談の中で、地域移行定着で宿泊体験の委託契約を独自で結ぶ動きがあり、それらも活用しながら、体験の場に取り組んでいる。

(参考)

### 【基幹相談支援センターの運営】

・平成 24 年設置された基幹相談支援センターには、センター長以下 5 名の相談員が在籍しているが、共同事業団方式として市内 5 法人からの出向体制で数年毎に入れ替わる体制となっており、こうした市内の法人同士の連携や協力体制が多機能拠点型面的整備の礎になっている。

### 【緊急時における受入れの対応】

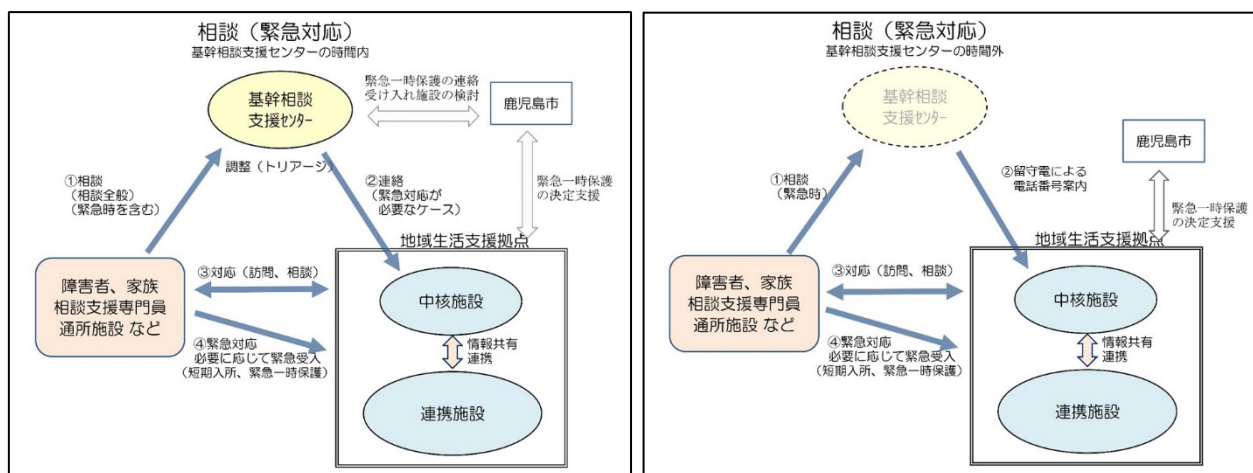
#### ○安心コールセンターの特徴[24 時間 365 日の体制]

・緊急時の連絡先は基幹相談支援センターとし、10 時から 18 時は基幹相談支援センターが対応し、それ以外の時間帯は地域生活支援拠点の連絡先の番号が流れる仕組みとなっている。電話相談は「地域生活支援拠点ゆうかり」に併設したグループホーム職員が第一報を受け、宿直者が対応する仕組みとなっている。

・緊急時の相談支援対応は事前登録制ではないが、基幹相談支援センターに情報を集約して、必要時に情報をお互いに確認できる連絡体制を構築している。

・24 時間 365 日、基幹相談支援センターの相談員、連携協定法人の相談支援専門員や管理者クラスが持ち回りで宿直対応（1 名）し、地域の各法人と協力体制にて相談体制を維持・継続している。

・日中の時間帯だけでなく、夜間の緊急時対応など宿直者一人で判断に迷う際には、市、地域生活支援拠点コーディネーター、基幹相談支援センター、保健所、その他地域の関係機関と必要に応じ連絡を取れる体制となっている。



緊急時の対応：基幹相談支援センター開所時間内（左）と時間外（右）

・「地域生活支援拠点ゆうかり」での緊急一時保護（空床補償）の実績については、令和 2 年度～4 年度は、いずれも 6 人（実人数）となっている。なお、短期入所に対応する場合もある。

### 【地域生活の維持・継続に向けた連携体制の構築】

基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等で受けた緊急相談（緊急一時の可能性が見込まれる）事例は、タイムリーに基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等・行政機関で情報共有できる連絡体制を構築している。

#### ○地域生活支援拠点と基幹相談支援センター、行政機関との連携、情報共有

- ・緊急一時後の対応も地域生活支援拠点、基幹相談支援センターが連携して対応している。
- ・円滑な情報共有のため、相談受付票は地域生活支援拠点と基幹相談支援センターで同じ様式を利用している。
- ・緊急相談につながる可能性が高いケースでは、行政機関や基幹相談支援センターの担当者から、地域生活支援拠点コーディネーター及び地域生活支援拠点の宿直者へ事前の情報提供がある。
- ・自立支援協議会定例会の事務局会議及び相談支援部会（定例会）にて緊急対応の可能性のあるケースを共有するなど、協力関係を構築している。

#### ○連携協定法人との情報の共有

- ・地域生活支援拠点コーディネーターと宿直者で毎朝の引継ぎを行い、ケース対応の共有を行っている。
- ・宿直ファイルがあり、これまで対応した事例の蓄積が可能で、緊急相談のケース事例や対応の共有により、受入れの際の判断基準のばらつきを防いでいる。
- ・宿直者の宿泊場所が同じであることのメリットをいかし、宿直対応者同士の記録、対応、アセスメント、ノウハウを共有することが人材育成機能の拡大につながっている。
- ・拠点法人ミーティングを月に 1 回開催し、多機能拠点である「地域生活支援拠点ゆうかり」と連携施設との情報共有を行い、緊急一時保護になりそうな事例を予め共有している。

### 【地域生活支援拠点に寄せる期待～鹿児島市モデルの課題とこれから～】

- ・地域生活支援拠点は、一法人の取り組みでは成り立たないため、多機能拠点整備型をベースに面的にもネットワークを広げていく。
- ・宿直一人体制と「緊急」の判断による困難さがある。
- ・行政機関と基幹相談支援センターとの密接な連携を中心に、地域の事業所（相談を含む各障害福祉サービス事業所）との協働が必須であり課題と言える。

## 東京都八王子市

### 専門性に特化したコーディネーターを複数配置 基幹設置を準備

面的整備型/拠点等コーディネーター配置済

人口：561,034人(令和5年4月1日現在)

身体障害者手帳所持者 15,564人/療育手帳 5,068人/精神保健福祉手帳所持者 6,986人  
指定特定相談支援事業の計画作成率 50.9%/基幹相談支援センター未設置

#### 【地域生活支援拠点発展の整備状況】

・令和28年度より5つの障害者相談支援事業所に地域生活支援拠点の生活支援員を配置し相談対応を委託、緊急時対応のリスクの福祉サービスに繋がりのない人へのアウトリーチ支援を開始、面的整備で進めていたが、生活支援員に相談対応や継続ケースが蓄積、滞留してしまう現状があった。

・令和3年度より市内全体での面的整備取り組みの促進を検討。令和7年の基幹相談支援センターの設置に向けて、地域生活支援拠点も含めた地域の資源を生かした相談支援体制の構築を目指した。

#### 【コーディネーター設置の特徴的な取り組み】

##### ○役割に応じたコーディネーターの配置

・地域課題に特化したコーディネーターを設置し、地域支援体制の構築やスーパーバイズを目的に、八王子市地域生活支援コーディネーターを配置。包括的コーディネーター、緊急一時コーディネーター、相談人材育成コーディネーター、強度行動障害コーディネーターの4つを配置し、基幹相談支援センターが未設置のため、5つの障害者相談支援事業所に委託。それぞれの事業所の強み、特徴を活かす形で設置している。

コーディネーター名	役割
包括的コーディネーター	基幹相談支援センター設置を含めた包括的支援体制整備
緊急一時コーディネーター	緊急時の受入れ先の確保
相談人材育成コーディネーター	地域の受け皿づくりのため相談支援専門員を核としての人材育成、ヘルパー事業所、グループホーム等の支援力の向上
強度行動障害コーディネーター	強度行動障害を対応している支援者へのスーパーバイズ

### ○コーディネーター同士の連携、協働

- ・それぞれのコーディネーターが、自身の業務だけでなく、他機関連携や社会資源の確保を意識し、活動している。八王子市内は事業所数が多く、ケースを通じ事業所同士を繋ぎながら、連携を促進し、面的整備を進めている。
- ・コーディネーターの情報共有として空室情報等を、SNS、サイボウズ、Slack など ICT を活用し、情報共有している。
- ・コーディネーターが在宅の障がい者を入所や入院をさせない予防的支援への意識が高く、結果的に地域移行のための地域の受け皿づくりに繋がっている。

### ○障害者相談支援事業所との連携

- ・緊急一時支援体制のモデル事業を実施し、緊急時あるいは体験利用はまずは市町村相談支援事業で相談を受け、利用につなげている。

### 【面的整備を促進するための事業所への働きかけ】

#### ○八王子市地域生活支援拠点協力事業所制度

- ・令和 3 年度より面的整備を促進するため、地域生活支援拠点コーディネーターやその他の地域生活支援拠点協力事業所等と連携を図り支援を行い、5つの地域生活支援拠点機能のうち協力できる機能について協力事業所として登録制度。地域生活支援拠点加算を活用している。
- ・ホームページでも PR 動画を作成し、それぞれのコーディネーターが事業所へ訪問拠点の趣旨を説明し、協力依頼をしている。
- ・現在は 15 事業所が登録、リネン業者や民間救急業者等、障害福祉サービス事業所以外の登録があることも特徴的である。
- ・令和 3 年度以前は、障害者相談支援事業所や地域生活支援拠点事業所の生活支援員にケースが滞留していたが、協力事業所制度ができたことで、ケースの繋ぎ先が増えている。
- ・コーディネーターだけでなく、空室情報等をサイボウズ、Slack など ICT を活用し、拠点協力事業所等とも情報共有している。

#### ○体験、緊急の場の確保

- ・地域生活支援コーディネーター配置事業所の運営法人が独自事業として、グループホームの空き室などを活用し、受入れに協力している。その他地域で協力を得られた民家も活用している。
- ・虐待対応については、市内 4 事業所の入所施設、グループホーム（身体 1、知的 2、精神 1）に空所がある場合、虐待対応時に利用できるための協定を結んでいる。

### 【強度行動障害コーディネーターによる個別支援会議】

- ・強度行動障害のある方で支援の困難性、緊急のリスクの高い方を対象に実際に支援している事業所の個別支援の担当者だけでなく、強度行動障害コーディネーター、相談支援事業所、

病院ワーカー、拠点協力事業者等をオブザーバーとして参加を促し、事例を共有するといった予防的な取り組みを行っており、地域資源を巻き込みながら、地域全体で支えていく仕組みづくりを行っている。この取り組みが他の強度行動障害のある方への支援にも普及している。

・さら精神科病院に入院中の知的障害、行動障害のある方のカンファレンスにも参加し、事例を通じ医療と連携体制づくりも進めている。

### 令和5年度施行 八王子市地域生活支援拠点事業（等）

（1）「Ⅰ 地域生活支援拠点等とは」に示した目的を達成するため、機能ごとに5か所の地域生活支援拠点事業所と連携して支援を提供する事業所で、以下の（1）（2）に準じる事業所のことである。

（2）八王子市地域生活支援拠点コーディネーター

「Ⅰ 地域生活支援拠点（等）とは」に示した目的を達成するため、障害分野ごとに特化したコーディネーターを設置し、地域支援体制の構築やスーパーバイズを行う。

- 障害者相談支援センター びあらいふ （包括的Co）
- 障害者生活支援センター サポート南多摩 （包括的Co）
- 相談支援センター 待夢 （緊急一時Co）
- ◆マインドはちおうじ相談支援センター （相談人材育成Co）
- ◆まちぼの相談室 （強度行動障害Co）

（3）八王子市地域生活支援拠点協力事業所（拠点加算対象）

「Ⅰ 地域生活支援拠点（等）とは」に示した目的を達成するため、地域生活支援拠点事業所（委託）や地域生活支援拠点コーディネーターやその他地域生活支援拠点協力事業所等と連携を取り、各サービスの規定に則り、支援を行う。

#### 【地域生活の移行支援】

##### ○自立支援協議会との連携

・自立支援協議会の地域移行部会、地域生活継続部会では、地域移行にかかる病院、受入れ先との課題を把握し、圏域内にある精神科病院へアンケートの送付している。

・八王子市内は事業所数が多く、グループホーム連絡会、日中活動連絡会等を設置、互いの事業内容の理解を深め、協力関係を作りながら、あらゆる障がいのある方に対し、支援できる地域づくりを行っている。

##### ○東京都事業との連携

##### <地域生活支援拠点事業所2カ所によるピアサポーターによる病院訪問>

・東京都グループホーム型ショートステイ事業があり、主に精神障害のある方の地域移行のためのグループホームでの体験事業で八王子市内の病院が運営している。こちらの病院へピアサポーターが退院の動機付け支援として訪問している。

## 兵庫県西宮市

### 体験室機能を用いた「本人中心支援」の構築

面的整備型/拠点等コーディネーター未配置/人口：483,559人(令和5年4月1日現在)  
身体障害者手帳所持者 15,304人/療育手帳 4,743人/精神保健福祉手帳所持者 4,306人  
指定特定相談支援事業の計画作成率 61.7%

#### 【地域生活の移行支援】

##### ○地域移行コーディネーター配置時代の取組み

・以前、西宮市独自で地域移行コーディネーターを3年間置いていたことがある。自立支援協議会でみんなで話しあい、特別に市が配置したものである。施設の中ではなく相談支援の側にコーディネーターが1人付いたが、あまり効果なかった。障害者総合支援法になって基幹相談支援センターができるちょっと前に終了となった。

・コーディネーターを配置していたらそれでよいのではなく、それが機能するような組織にする必要がある。そうでないとコーディネーターが孤立してしまう。基幹型相談支援センターができる以前で、その頃は地域資源も潤沢でなく、地域生活体験室もなく孤立し廃止となった経過がある。

##### ○地域生活体験室を使った地域移行

・地域生活体験室の利用調整は、基幹型相談支援センターの相談支援専門員と地域共生館の管理部門（いずれも西宮市社会福祉協議会）で行っている。

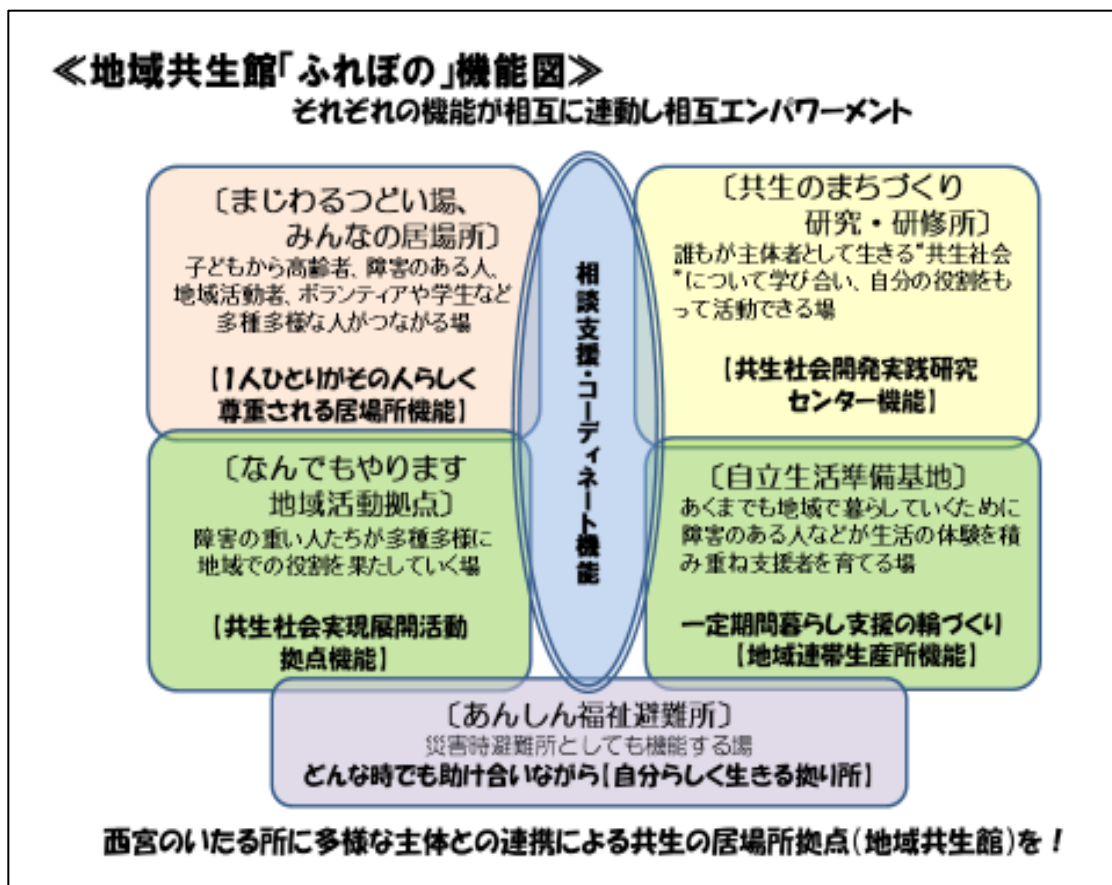
・障害の区分は関係なく、精神障害の方も重度心身障害の方も、ありとあらゆる人が地域で生活するための準備基地として宿泊できる部屋が2室ある。ここの場所は、総合相談の窓口として機能し、自立プログラムを立てるための出発点となっている。入所施設、病院、グループホームから来る方や、虐待などの理由で家庭から来る方もいる。家賃は生活保護の範囲内で、一定期間滞在した後に住む場所を探すことを目指しているが、さまざまな使い方をしている。

・3か月を基本に一定期間の滞在、延長することもある。8年間で約90の方が利用している。最初は利用がない日もあったが、今は待機が多く、状況から優先順位をつけていくのが難しいという課題がある。

・社会福祉協議会は「物わりの良い家主」として住む場所を用意し、総合相談を窓口そこから本人中心の支援を形成するという「本人中心支援計画の原則」を貫いている。

・地域生活支援体験室利用がすでに「地域移行である」ととらえ、「本人の自立生活力がない」、「仕組みができない」からと支援者が判断するのではなく、本人の暮らしは本人がつくるのであって、地域生活支援体験室は「その人がその人らしく生きる生活支援の輪を形成する」場であり、「支援者の訓練場所」というのが基本的な考え方になっている。

・強度行動障害のある方等、対応できる可能性のある重度訪問介護、行動援護、事業所などを集め、本人を知っている施設職員、地域療育等支援事業担当者などと個別支援チームを形成し、特性把握できる専門職もどんどん加わりながら支援のポイントなどを皆で学びながら移行を進めていっている。



### ○単身生活を重度訪問介護で支援

・重度の知的障害で強度行動障害のある方が重度訪問介護を利用して一人暮らしをしている。一部の人々、特に医療的ケアや強度行動障害を抱える人々にとって、本人中心のアプローチがとても大切である。グループホームや施設でも十分なサポートを受けられないことがあるため、家を借りて、一人暮らしをしている例も多くある。

・物件の確保については、市内に一人暮らししている障害者が多く、不動産業者も理解しており、例えば大きな発声のある人は角部屋にしてくれるなどの配慮してくれることが多い。

### ○長期入院者の聞き取り調査

・市の単独事業として、保健所や委託を受けた事業所が精神科病院の長期入院者の退院支援に関して、以前に聞き取り調査をしたことがあり、精神の推進事業と基幹相談支援センターと地域自立支援協議会の中で連携している。

### 【緊急にしないための平常時の支援】

#### ○緊急は一人ひとり違う

・備えていても何かは起きるが、そこまで大事にならないような工夫というのは日々の中でできるのではないか。普段からつながっている人だったら、ご本人と話をしながら、地域の生活が続けられるように探してやりくりしていく。「緊急」は一人ひとり違うので、一つの決まったものがあっても対応できるわけではない。

・緊急時、「誰が担当するのか」というよりも、皆で助け合いながら解決しようとする姿勢が大切である。特に、本人が自らのニーズや希望を表明し、支援者がそれに対応することが重要である。この過程で、支援者も本人の意志や能力をより深く理解することができる。

・制度や仕組みよりも、本人に寄り添った支援が成り立っていることが重要であり、制度や仕組みだけでは不安が解消されない場合もある。そのため、支援者の役割は単なる制度の運用だけでなく、本人のニーズや個性に寄り添いながら、適切な支援を提供することこそ重要である。

### 【西宮市の特徴（本人中心支援）】

・西宮市の場合、基幹型相談支援センターの相談支援専門員と生活支援コーディネーターの両方を社会福祉協議会が複合的に管轄しているため、より地域に密着した対応が可能となっている。役割分担よりも柔軟な対応が重視されており、何より「本人中心」を貫いている。



## 兵庫県尼崎市

### 市がコントロールタワーとなって地域生活支援拠点を整備 コーディネーター同士の緊密な連携でスムーズな緊急対応

面的整備型/拠点等コーディネーター配置済/人口：454,887人(令和5年4月1日現在)

#### 【地域生活支援拠点の経過】

・平成28年より、基幹相談支援センターと地域生活支援拠点の機能を評価し、不足機能を合わせ、一体的に整備してきている。市が直営で南北の保健福祉センターに基幹相談支援センターを設置し、専門性の高い相談支援専門員を配置。本庁機能だけで全てを補うというのは難しいので、市内の相談支援事業者等に対する連絡会、研修会の企画、運営など機能の一部を社会福祉法人等に委託している。

・整備にあたっては、市内の市町村障害者相談支援事業の委託先の事業者を中心とした「あまがさき相談支援連絡会」の代表者会議を活用し、2か月に一度、地域生活支援拠点の機能の在り方を検討している。

#### ○コーディネーターの配置

・基幹相談支援センター、「りれくらしサポートセンター」それぞれに配置している。  
・ネットワーク会議など頻りに連絡を取り合っているため、基幹相談支援センター配置のコーディネーターと「りれくらしサポートセンター」に委託した2名のコーディネーターの役割分担と連携は非常に良好である。

#### 【緊急時における受入れ】

##### ○基幹相談支援センターのコーディネーターの役割

・基幹相談支援センター配置のコーディネーターは緊急時のトータルプランナーで、障害者総合支援法に基づく短期入所、市で行う居室確保事業等の最終決定を担う役割を担っている。

・グループホームや短期入所をコーディネートする機関を設立したが、この機関は常に短期入所施設とグループホームとの連携を維持し、緊急時の受け入れ先を提供する役割を担っている。具体的には、短期入所を必要とする場合、通常は短期入所施設やグループホームとの連絡を取り、適切な施設に受け入れている。しかし、最終的に受け入れができない場合には、この機関が自らの法人で受け入れしている。

・最後の砦として居室確保事業は市が協定を結び単独事業を実施しており、受入期間は最長10日と長いのも特徴となっている。

## 【地域生活の維持・継続に向けた連携体制の構築】

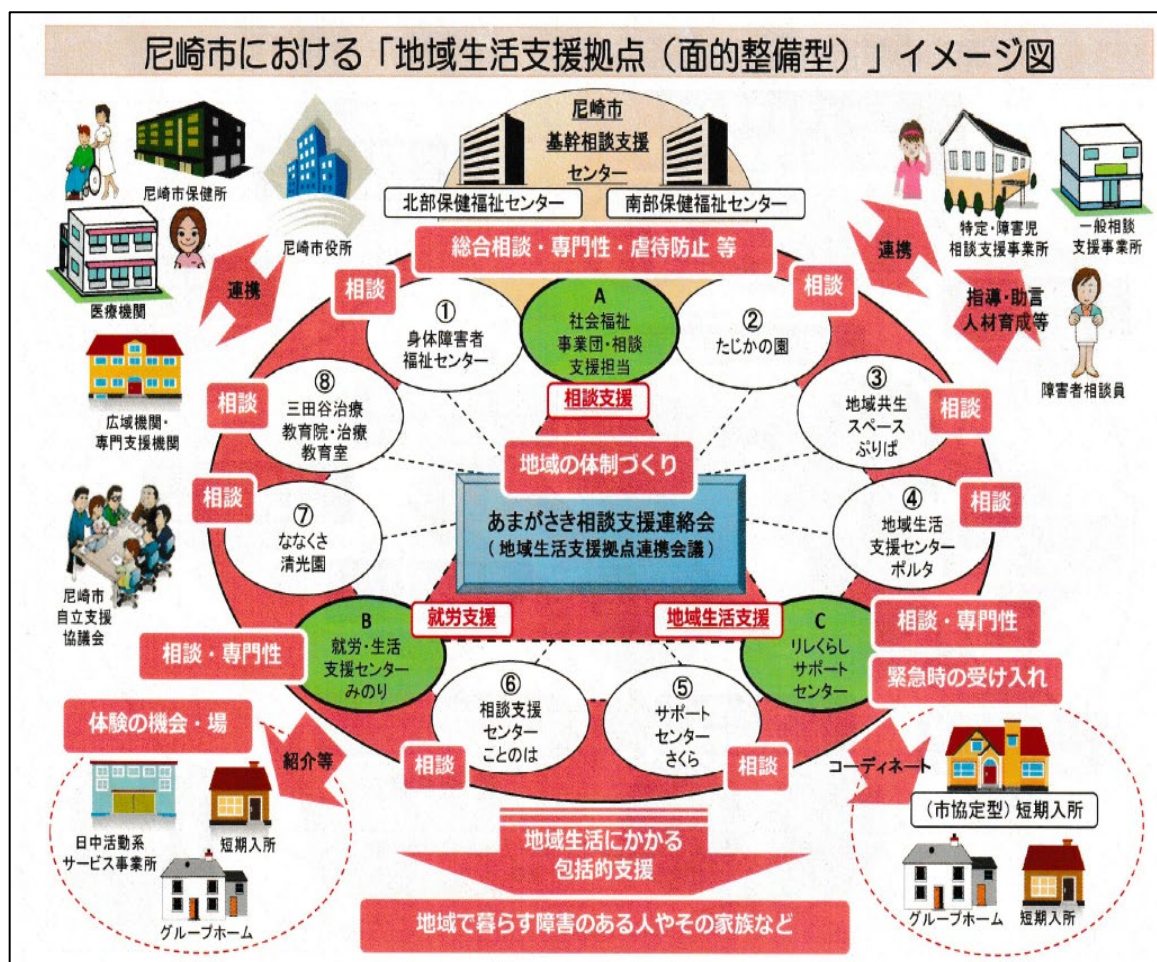
### ○「りれくらしサポートセンター」のコーディネーターの役割

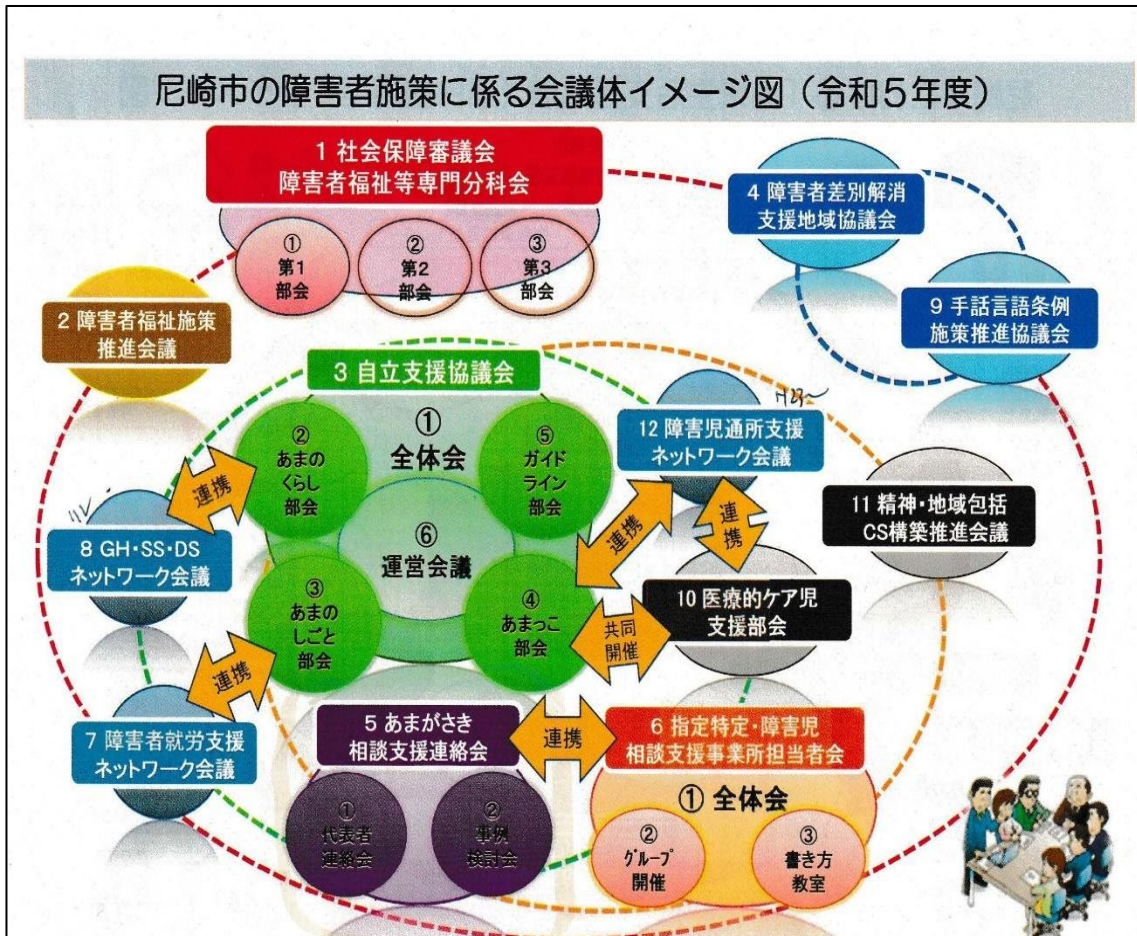
・「りれくらしサポートセンター」のコーディネーターは、定期的に短期入所やグループホーム、地域の生活会議などのネットワーク会議（GH・SS・DS ネットワーク会議）を開催し、利用状況やそれぞれの事業所の空き状況や特色を把握しリスト化している。

・新しい事業所が設立された場合には、その情報を提供し、訪問して連携を図っている。2か月に一度、グループホームの空き状況を市のホームページに掲載している。

<https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kurashi/syogaisya/042gaiyou/1013075.html>

・さらに新規グループホームや短期入所事業所を訪問、顔の見える関係作りを行っている。こうした「りれくらしサポートセンター」の役割は、緊急時の対応の際の事業所とのスムーズな連携と地域生活支援拠点の地域の体制づくりにも繋がっている。





**【自治体の特徴を生かした体制整備】**

- ・自治体の管理職が障害福祉に長く従事しているため、地域の実情をよく把握し、将来を見据えた政策展開を可能にしている。市が基幹相談支援センターを南北 2 か所に直営で設置し、直接マネジメントしているのも特徴と言える。
- ・中核支援機関は相談支援、就労支援、地域生活支援の機能を 3 つの事業所が担い、ネットワーク会議を運営するなど地域の体制づくりに貢献し、自立支援協議会を通じて市の障害者施策に現場の声を反映させる仕組みになっている。

## 栃木県栃木市

### 市が直営する基幹と拠点 一体的運営で事業者とも良好な連携

面的整備型/拠点等コーディネーター配置済/人口：155,281人(令和5年4月1日現在)  
身体障害者手帳所持者 5,786人/療育手帳 1,696人/精神保健福祉手帳所持者 1,490人  
指定特定相談支援事業の計画作成率 100%

#### 【地域生活支援拠点と基幹相談支援センターの直営運営】

- ・栃木市では、平成27年に障がい児者相談支援センター（基幹相談支援センター）を設置、4名体制で市が直営で障がい福祉課が運営している。
- ・基幹相談支援センターでは、自立支援協議会の企画運営、その中で地域生活支援拠点の整備を進めている。
- ・基幹相談支援センター業務の中で地域生活支援拠点の整備を進めてきており、拠点コーディネーター業務と一体的に行っている。

#### 【地域生活支援拠点の経過】

- ・平成27年に基幹相談支援センターを設置に伴い、自立支援協議会の中に拠点ワーキングを設置した。面的整備で地域を一体化して整備をすすめるため、地域の障害福祉サービス事業所の理解促進をはじめ、緊急時の受け入れ対応など企画、検討を行ってきている。

#### 【緊急にしないための平常時の支援】

##### ○事前登録制

- ・緊急対応にならないために事前登録制としている。（令和6年1月現在79名が登録）
- ・登録者に対しては、1年に1度の福祉サービス更新時に基幹相談支援センター、地域生活支援コーディネーターで担当者会議を開催、本人、家族の様子、サービスの利用状況などを確認している。緊急時対応は、支援者が個別に行うものではなく、担当者会議を通じてチームで支援し、検討することとしている。

##### ○登録者の担当者会議の開催

- ・担当者会議では、緊急時の流れを確認し、誰が迎えに行き、どこに送り届けるか、緊急時に必要な物品の準備、それが家のどこにあるかなどシュミレーションを行っている。さらに独自に緊急時の対応を想定した会議録の雛型を作成している。
- ・緊急時の利用先は、原則として短期入所としているが、医療的ケア児や行動障害のある方等、対応の難しいケースは個別に緊急受入れ先を調整し、確保に努めている。
- ・令和5年度は、医療的ケアや特に個別対応のある方30名実施した。

##### ○受け入れ先確保のため相談支援専門員をバックアップ

- ・登録者の中で対応の難しいケースは、まずは日中に短期入所のある事業所で体験利用し、

日中にその場所に慣れ、短期入所事業所と契約ができるように進めている。

- ・いずれも担当している相談支援専門員とともに受け入れ先確保に取り組んでいる。



(一部抜粋)

### 【緊急時における受入れ】

#### ○緊急時の連絡体制

- ・障がい福祉課が窓口となり 24 時間 365 日対応している。登録者には、開庁時間は直接、障がい福祉課（基幹相談支援センター）へ連絡、閉庁後もしくは休日の対応は、登録時に専用の携帯番号を伝えている。
- ・登録者以外からの連絡対応も行っている。
- ・緊急時の対応実績は、令和5年は6件（登録者3名、未登録者3名）となっている。

#### ○未登録者を含めての緊急時の受け入れ体制

- ・市内事業所に緊急時の受け入れ対応先として、短期入所のある事業所を登録事業所として輪番制で対応している。令和5年度は11事業所で年間の利用期間を設定し、短期入所事業所に預かれる余剰スペースの確保を依頼している。
- ・輪番制の登録事業所で障害特性から対応が難しい場合は、登録外の事業所へコーディネー

トを行っている。現在は、協力先として居宅介護事業所、就労継続支援 B 型事業所、生活介護事業所と市の契約も進めている。

・支給決定がある場合は障害福祉サービスで支給決定、ない場合は市の単独事業（くらしだいじねっと事業）で負担している。

### 【地域生活の移行支援】

#### ○一人暮らし体験事業

・令和元年度より市の単独事業で一人暮らし体験事業を開始。将来を見据え、家族から離れた生活体験の場として法人所有のアパートの 1 室を活用し実施している。泊数は人によりまちまちだが、1 泊の人もいれば、5 日～1 週間程度までの人もいる。令和 5 年度 3 人が利用している。

・周知については、障害福祉サービス利用者、グループホーム利用者、施設入所者を含め、相談支援専門員が必ずついていることから、相談支援専門員を通じて周知を行っている。

・課題としては利用者数が少なく、事業の周知である。特に、障害福祉サービスを利用していない方、例えば、病院の通院者、特別支援学校の在学者である。

・現在、検討会を立ち上げ。今後特別支援学校の教員に周知を図るべく学校に出向き事業説明をする予定である。



#### ○入院中の精神障害者への取組み

・精神科病院のワーカー、患者に対して地域移行するに当たっての課題整理のためのアンケートを実施した。アンケート結果から、入院患者の意欲がなかなか続かず、退院に繋がらないことが見込まれた。

・今後、自立支援協議会に設置したワーキングにて、退院後の生活がイメージできるような映像などを作り、入院患者へ働きかける案がでており、具体化していく予定である。

## 愛知県半田市

### ネットワークの中核として、地域丸ごと支援の要

面的整備型/拠点等コーディネーター未配置\* / 人口：117,484人(令和5年4月1日現在)  
身体障害者手帳所持者 3,638人/療育手帳 1,157人/精神保健福祉手帳所持者 1,307人  
指定特定相談支援事業の計画作成率 99.9% \*調査時点(R6年度配置)

#### 【地域生活支援拠点の整備状況】

- ・自立支援協議会の地域生活支援部会で協議を重ね、平成28年10月にネットワーク型地域生活支援拠点を設置した。基幹相談支援センターと市町村障害者相談支援事業を社会福祉協議会で一体的に運営、地域の中核的な相談機関として役割を担っている。
- ・地域生活支援拠点体制整備においても地域の旗振り役として牽引している。

#### 【緊急にしないための平常時の支援】

##### ○緊急時・災害時対応プラン

- ・相談支援専門員がサービス等利用計画作成時にあわせて緊急時・災害時対応プランを作成するように自立支援協議会の相談支援会議で相談支援専門員に説明している。相談支援専門員と家族が緊急時・災害時のことを一緒に考える機会としている。
- ・事業所への周知啓発と、緊急になりそうな方の情報を事前に把握し、予防的に関わること(必要な支援につなげる)を目指している。モニタリングを活用し、1年かけて約8割の方がプランを作成した。今後はサービス更新にあわせ個別に見直しをしていく。

##### ○緊急時のコーディネート

- ・緊急時のコーディネートはコーディネーターに求められる役割の一つである。日頃から事業所の力量と空き状況などを把握するのと併せて、事業所のキーパーソンと連携し、信頼関係を築くことが非常に大切である。また、障害のある本人だけでなく家族背景を理解しアセスメントすることもコーディネートする上で重要である。
- ・基幹相談支援センターと行政が協働してコーディネートを行うこととし、市役所から事業所等に連絡してもらいますが、その前に基幹相談支援センターから内々に連絡して、調整をする必要がある。事業所、ご本人、家族の状況を瞬時に見極めながら依頼先を決めている。

##### ○体験的宿泊事業(地域生活支援事業)

- ・体験的宿泊事業は、実際に精神科病院に入院していた方が地域移行する過程の中、一人暮らしを経験する場が必要であり、個別ニーズから地域には同様のニーズがあると捉え、制度化されたものである。
- ・体験的宿泊事業は一人暮らしに向けてだけではなく、普段使い慣れている障害福祉サービス事業所での体験的宿泊も可能なだけではなく、救護施設などが登録し、市独自の支給決定ができるよう要綱で定めている点に特徴がある。例えば、児童の緊急時の宿泊先として放課

後等デイサービスが活用できるよう、入浴は銭湯でも可等と要綱で定め、事例のニーズにあわせて柔軟に対応し、年間24日支給できる。

・体験的宿泊事業で、緊急対応もおこなっている。通所施設で一定の条件を満たせば体験の宿泊ができる事業で、予定外のことがあっても、できるだけ行きなれた場所で生活できるように整備している。

#### ○サービス未利用者と相談と繋ぐ活動

・一部の障がい者手当の現況届にあわせてサービス未利用者アンケートを行政が実施し、情報共有について同意欄をつけて送付している。

・安心生活創造事業で市が障がいセンターに委託し、重度障害でサービスを使っていない人を調査し、訪問員3名を雇用して400名程を全件訪問している。

・特別支援学校高等部卒業の時に高校生の面談を全員と行っている。毎年14～15人ほどが対象になっている。

### 【緊急時における受入れの対応】

#### ○緊急時のフローは作っていない

・緊急時のフローは作っていないが、相談支援専門員がサービス等利用計画作成時緊急時・災害時対応プランを作成しており、まずは相談支援専門員が対応し、対応しきれない場合には基幹相談支援センターがバックアップし、一緒にコーディネートしている。

・緊急性の高いケースでも相談支援やサービスに繋がっており、相談員が全く繋がっていないケースはほとんどない状況である。

#### ○緊急ショート事業（地域生活支援事業）

・あまり活用せず、概ね通常の短期入所等のサービスの範囲内で対応できている。

### 【地域生活の維持・継続に向けた連携体制の構築】

#### ○行政との連携

・行政とは良好に連携できている。状況からすぐに適切な支給決定をしてくれている。措置も含めて、必要なサービス提供を行政と足並みをそろえることが円滑な支援に不可欠である。

#### ○基幹相談支援センターと地域生活支援拠点の連携

・自立支援協議会の部会において拠点機能の様々な協議等を行っている。

### 【地域生活の移行支援】

#### ○圏域に配置された地域アドバイザー（県委託事業）との連携

・地域移行を進めるため、圏域内で知多圏域の会議（精神部会）において、地域アドバイザーを中心に保健所、圏域内の精神科病院のワーカーとともに地域移行の取組みについて協議を重ね、長期入院者、施設入所者へ地域生活での生活をイメージできるよう、冊子の作成

している。その冊子では、地域移行する人の不安に焦点を当て、地域の社会資源や実際の地域での生活の生活を紹介している。

#### ○自立支援協議会での取組み

・自立支援協議会の地域移行部会のメンバー（市、保健所、基幹相談支援センター等）で、ReMHRAD で抽出した 1 年以上の精神科長期入院患者に地域移行支援部会のメンバーが病院を訪問、入院患者に対し、作成した冊子を活用、実際の地域での生活、社会資源等を伝えている。訪問するにあたり保健所職員とともに病院を訪問し、協力を依頼している。

・入所施設利用者に対しては、市内入所施設に入所している方は訪問調査、面談を実施している。訪問は地域移行メンバーで行なうことで、入所者の中には地域での生活を支援者がイメージできる利用者もあり、支援者間の意欲喚起につながっている。このことが地域移行が病院や入所施設だけの課題ではなく、地域課題として認識されるようになった経過がある。

・市外入所施設はアンケート調査（本人の意向、移行が可能かどうか）を実施し、地域移行の希望、可能性がある方について面談を順次行っている。

・児童養護施設にいる軽度知的障害児については、高校 1 年生になる時に市役所と基幹相談と児相とで情報共有している。5 年位前からの仕組みである。卒業後の生活や住まいについて相談している。

#### 【専門的人材の確保】

##### ○強度行動障害への人材育成（市の独自システム）

・自立支援協議会の行動障がいに係る支援体制検討会で体制整備している。市内の強度行動障害へ支援が得意な事業所職員を、国の研修へ派遣し講師として実施している。基礎研修（毎年）、実践研修（隔年）、フォローアップ研修の 3 つを実施している。

##### ○市内事業所向け研修

・知的、精神、発達、身体、高次脳、ピアサポーターなど、市内事業所の新規採用職員向け基礎研修を実施している。

##### ○医療的ケア児者への対応

・自立支援協議会の医療的ケア支援に係る検討会で体制整備している。社会福祉協議会の相談支援専門員、市の保健師を医療的ケア児コーディネーターとして配置し、福祉側、医療側のコーディネートができる体制を構築している。

#### 【課題】

・今だけでなく、3 年後、5 年後の半田にとって、何が必要なかっていうところを考えながら、体制整備できる力が必要と考えている。専門性をあげても、地域サービスに還元されないといけない。また緊急への対応は予防からやらないといけない。病院からの地域移行も体制整備が必要である。これまで宿泊体験などかなり開拓してきたが、開拓する力がないと難しいと考えている。

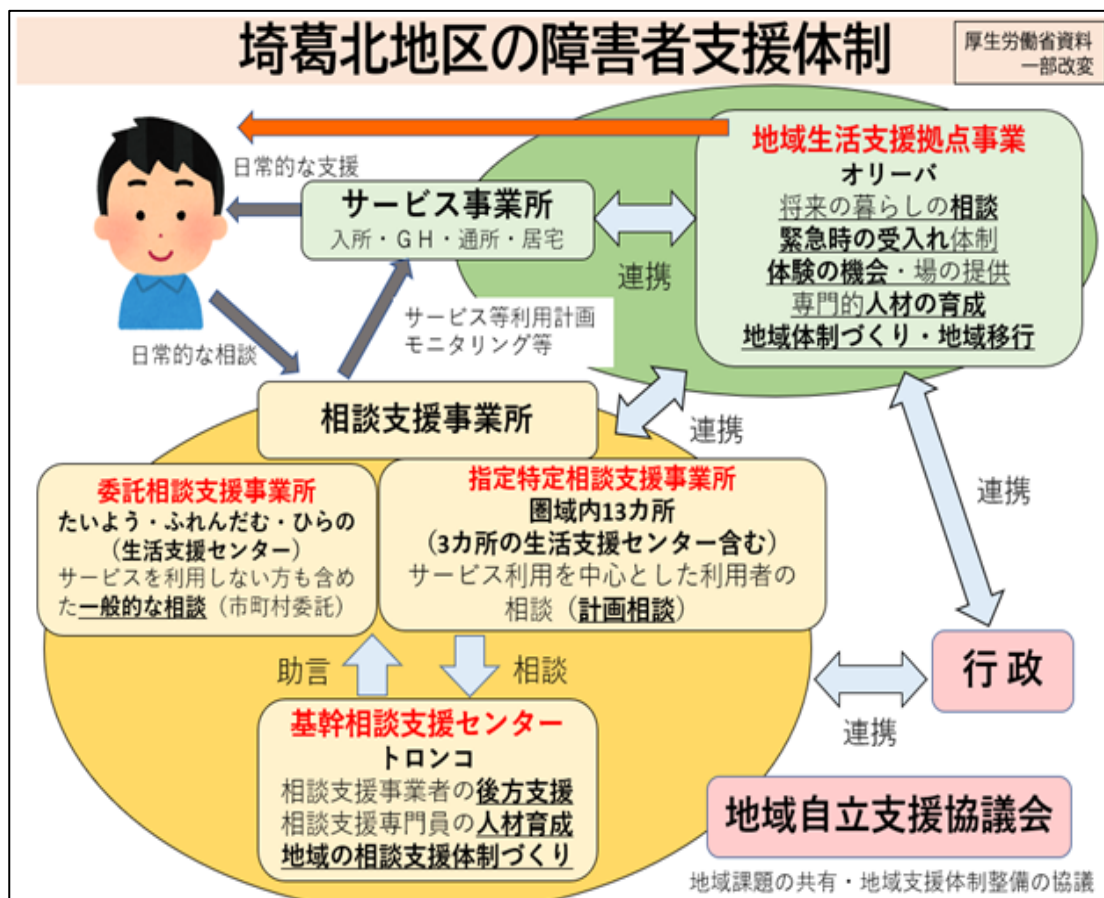
## 埼玉県埼葛北圏域

### 業務分析で「平常時の支援」に力点 JV方式による広域連携の工夫

面的整備型/拠点等コーディネーター配置済/人口：240,668人(令和5年4月1日現在)  
 身体障害者手帳所持者 6,990人/療育手帳 1,937人/精神保健福祉手帳所持者 2,542人  
 指定特定相談支援事業の計画作成率 78.3%  
 3市2町(久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町)

#### 【地域生活支援拠点の整備体制】

- ・埼葛北地区3市2町の共同設置で、運営は3法人が共同体(JV方式)を組んで相談支援体制を構築している。自立支援協議会にプロジェクトを設置し、行政に報告しながら3年かけて整備してきている。
- ・拠点コーディネーターは常勤・専従が1名と兼務1名の2名体制となっている。
- ・地域の相談支援体制は、市町村障害者相談支援事業3カ所含む13カ所の相談支援事業所と基幹相談支援センター1カ所となっている。
- ・拠点コーディネーターの役割を「緊急時の支援」「平常時の支援」「地域移行」の3つに整理して検討してきている。

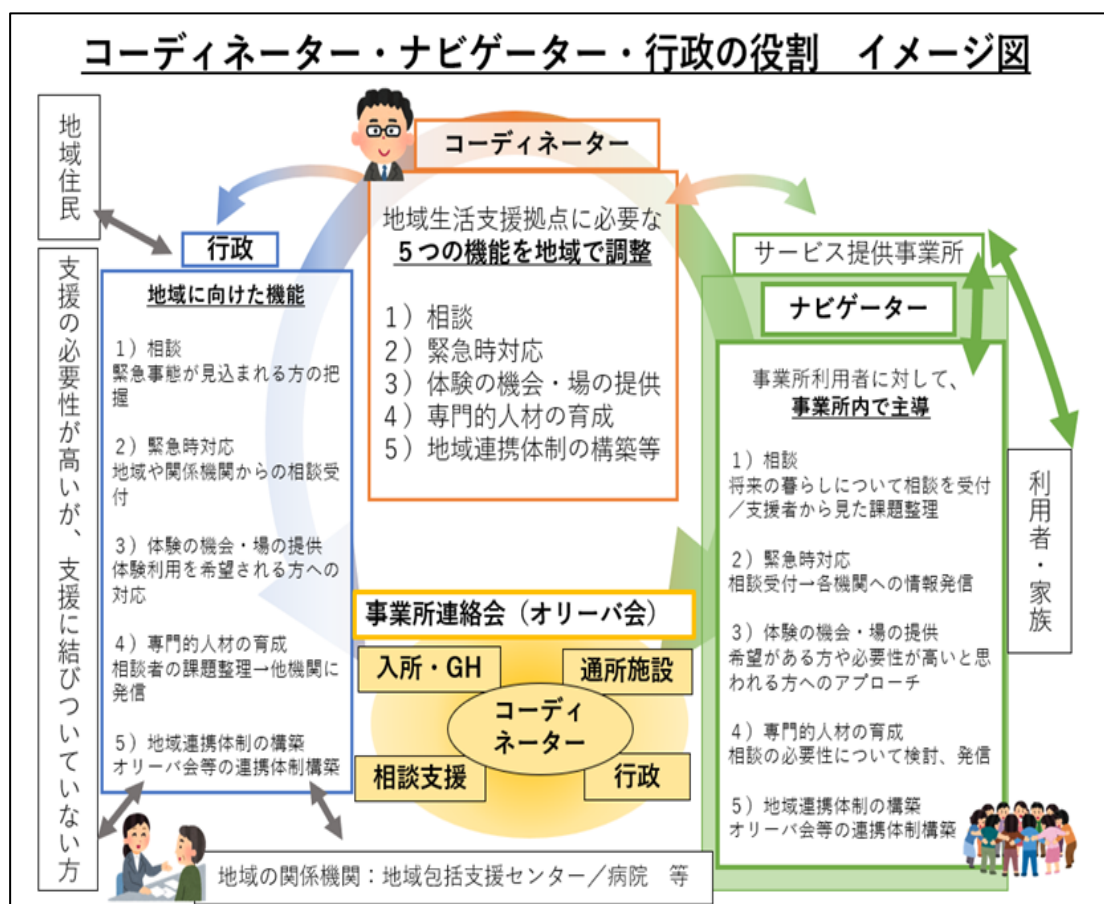


## 【緊急にしないための平常時の支援】

### ○「緊急」にしないための地域づくり

・「緊急時」について行政の方と話した際に、把握してなかった人が急に浮上してきたときが一番困難という話が聞かれた。ご本人の状態もわからず、県外の空き施設を探すことになり、ご本人の負担も大きい。地元は小さい入所施設しかないので、ショートは常に満杯で対応ができない。

・一方で緊急時に適切な対応ができていいるのは、相談支援専門員など支援者がいて、その人の状況を日常的に把握していて、何かあったときの対応が話し合われている事例であった。しかも、令和4年度の緊急対応実績は3件だった。つまり、緊急事態が起こらないような地域づくりを目指すことが必要という考えにたどり着いた。この地域では空室確保の余裕がなく、その活用も現実的ではないという判断からである。



## 【拠点コーディネーターの主な役割】

### ○拠点連絡会議（オリーブ会）の運営

・地域づくり、ケースを通じた日頃の行政との関わり、相談し合える関係性が重要である。地域生活支援拠点連絡会は、通所（5事業所）、入所（4事業所+グループホーム2カ所）、相談支援（14カ所）、行政（5カ所）と4グループ化。それぞれの頻度は2回程度で、全体会

を年2回実施している。

#### ○ナビゲーターとの連携

- ・拠点の協力事業所に担当者を配置している。その担当者のことをナビゲーターと呼んでいる。窓口がわかりやすく、意識づけにもなっている。
- ・家族への啓発は、日頃関わる通所事業所等の職員の役割が重要である。サービス提供のみならず本人の変化に気付き、地域での暮らしを総合的に考える視点を養うため、事業所のナビゲーターとコーディネーターと一緒に人材育成を行なっている。
- ・緊急の事例が発生した場合には一緒に動き、事業所の支援が順調に進むようにバックアップや調整を行っている。

#### ○行政との協働、働きかけ

##### <5自治体の協力のもと実態調査の実施>

- ・行政が40歳以上で障害者手帳取得者のうち、サービスを使っていない人を抽出。施設入所者や介護保険該当者を除くと最終的に40名がピックアップされた。その方たちを行政が全戸訪問。該当者が多い市で14名ほどだった。
- ・家族の了承が得られれば、支援者につながるが、委託相談支援事業所と拠点コーディネーターのどちらに連絡するかは行政が判断している。
- ・実際に抽出されたリストの中から緊急、虐待対応で2、3件発生し、事情が把握できていたため、対応もスムーズだった。

#### ○事業の継続と埼玉北マインドの注入

- ・3法人のJVであること、3市2町の共同設置であることなどから、かかわる人たちの意識や方向性を共有することが重要だと考えている。例えば、自治体職員は定期的に入れ替わるので、福祉課の新人職員も合同で研修を実施したり、福祉課職員に研修講師になってもらうことで官民共同であることをアピールしたり、埼玉北マインドを注入するよう工夫している。

## 千葉県印旛圏域

### 平常時から行動援護を促進 基幹、拠点、行政の好連携

多機能拠点整備型+面的整備型/拠点等コーディネーター配置済

人口：150,270人(令和5年4月1日現在)

身体障害者手帳所持者 3,428人/療育手帳 1,030人/精神保健福祉手帳所持者 1,194人  
1市2町(印西市、酒々井町、栄町)

#### 【地域生活支援拠点の整備状況】

- ・地域に入所施設がなく、短期入所ができなかったため、緊急時の対応が非常に困難であった。そこで印西市と地域の社会福祉法人が協力し、単独型短期入所事業所(定員6名)を開設。市もあんしん生活支援事業で緊急用のベットを確保している。
- ・その社会福祉法人が印西市基幹相談支援センター事業と地域生活支援センター事業を一体的に運営している。いんば障害者相談支援センターに拠点コーディネーターを配置(兼務)、地域生活支援センターではヘルパー派遣事業を実施、兼務コーディネーターの指揮系統下に緊急時ショートステイ、緊急ヘルパー派遣共にあるため、状況に合わせた支援や調整がスムーズとなっている。
- ・拠点コーディネーター専従1名、兼務1名(センター長他発達支援や地域生活支援担当)の2名体制となっている。

#### 【緊急時における受入れ対応】

##### ○あんしん生活支援事業

##### ＜緊急時ショートステイ＞

- ・緊急のベットを1枠確保し、緊急の受付の結果、緊急に保護が必要とされる場合、他の制度に基づく保護が入るまでの48時間対応し、一時預かりを実施している。
- ・単独型6ベット(法定給付による短期入所)に緊急用としてベット1(緊急時ショートステイ)を確保している。
- ・短期入所の支給決定のある人の場合、単独型短期入所事業所は、強度行動障害、介護者不在、虐待等の緊急のケースに対応している。支給決定のない場合は、緊急時ショートステイの活用となるが、これまで利用実績はない。

##### ○緊急ヘルパー(あんしん生活支援員)派遣

- ・基幹相談支援センターに併設した地域生活支援センターでは、居宅介護、行動援護、移動支援のヘルパー派遣を実施している。
- ・緊急ヘルパー派遣は24時間、365日保護等に必要な介護及び移動の支援を実施し、緊急時に在宅もしくは短期入所先へ行動援護従事者等の資格のある職員をあんしん生活支援員として11名が登録しヘルパー派遣を行っている。

・行動援護事業では短期入所先で支援はできないが、この事業では、強度行動障害に対応するため、在宅や短期入所先での支援を可能としている点が特徴である。

・24時間365日のヘルパー派遣のため、印西市が法定給付費に緊急時対応として（固定月額×あんしん生活支援員の人数×12か月分）を上乗せしている。

### あんしん生活支援支援事業

#### 1. 業務内容

##### (1) 緊急相談受付

社会福祉士、精神保健福祉士、相談支援専門員等による、休日、夜間を含む24時間体制の相談窓口を設置します。

##### (2) 緊急ショートステイ

緊急相談の結果、保護が必要と判断される場合は、他の制度に基づく保護が入るまで一時預かりを実施します（最長48時間）

##### (3) 緊急ヘルパー派遣（あんしん生活支援員）

保護に必要な介護及び移動の支援を実施

#### 2. 人員及び設備

##### (1) 人員

ア 常勤の管理者

イ 【緊急相談受付】

社会福祉士、精神保健福祉士、保育士、相談支援専門員等の専門資格を有するもの

ウ 【あんしん生活支援員】

介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、居宅介護従事者養成研修1.2級過程修了者、行動援護従事者

##### (2) 設備

短期入所支援事業の実施に必要な要件を満たし、かつ、緊急時に一時預かりを利用するためのベットを1床以上確保できること

#### ○緊急時のコーディネーターの役割（相談、あんしん生活支援員、行政機関との調整）

・日中の緊急の連絡は、基幹相談支援センターもしくは市に連絡が来ることが多く、預かりが必要か、現場に行き対応するかといった支援方針は、市と基幹相談支援センターで調整をして決めている。その際、どういった支給決定で動くかを調整している。

・その後、預かるしかないと判断されれば、預かりの場との調整をどのように行うかを検討している。

・現場で対応する場合は、拠点コーディネーターが現場へ行きアセスメントをし、実働部隊としてあんしん生活支援員が直接支援にあたっている。夜間対応についても基幹相談支

援センター、あんしん生活支援員、行政を含めて連絡体制ができています。

- ・夜間緊急対応について精神障害がある方は、千葉県精神科救急医療システムを活用している。強度行動障害の方は、拠点コーディネーターとあんしん生活支援員が対応している。
- ・緊急時対応は48時間に設定、次の場所、家庭に戻すなど基幹相談支援センター相談員、拠点コーディネーター、行政とで一緒に対応している。

### 【緊急にしないための平常時の支援】

#### ○行動障害のある方の緊急時の備え（予防的支援）

- ・行動障害のある方、統合失調症など精神障害のある方へは平常時に緊急対応の備えとして、まずは行動援護のヘルパー利用を促進するといった特徴的な取組みを実施している。
- ・短期入所の利用は親の敷居が高いことから、まずは行動援護を促し、利用者を把握、アセスメントし、ヘルパーとの繋がりをつけ、緊急時に対応できる人材を確保している。
- ・障害児に対しても行動援護の利用を促進、児童発達支援センターと連携し取り組んでいる。
- ・緊急対応を未然に防ぐ上で、知的障害や強度行動障害のある方に、日頃から行動援護や短期入所を定期利用してもらうといった予防的支援の視点が重要であり、平常時から行動援護事業所との繋がり作りを重視している。

### 【地域生活の移行支援】

#### ○地域移行の実態調査

- ・地域移行については、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の圏域コーディネーターと連携し進めている。令和4年度は11名が地域移行している。
- ・平成30年度より給付による地域移行支援の実績数の推移や移行前の入院形態、退院先、ReMHRADで印西市内の入院データの把握、分析している。結果、境界域の軽度知的障害あるいは強度行動障害のある人は地域移行がうまくいかない現状があることが明らかになった。そこに焦点を当て、対応に取り組んでいる。
- ・精神科病院との連携があり、病院からの依頼で対応しているケースも複数あり、現に長期入院している方だけでなく、医療保護入院等の強制入院となった方が長期入院とならないよう入院中から積極的な姿勢でかかわっている。

#### ○行動障害のある児童の成人期を踏まえた支援

- ・強度行動障害のある人は地域移行がうまくいかない現状があることが明らかになり、児童の段階から支援方法や支援手順書作成について児童発達支援センターと連携し、行動援護を活用し、成人期を踏まえた支援を実施している。

## 長野県北信圏域

### 現状を分析し、必要な資源を開発 地域定着・継続の積極的支援

多機能拠点整備型+面的整備型/拠点等コーディネーター配置済

人口：79,294人(令和5年4月1日現在)

身体障害者手帳所持者 3,985人/療育手帳 847人/精神保健福祉手帳所持者 1,111人

指定特定相談支援事業の計画作成率 100%

2市1町3村(中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村)

#### 【地域生活支援拠点の経過】

・地域の社会福祉法人が運営する2カ所の入所施設がいずれも老朽化。地域生活、地域移行の時代の背景もあり、平成21年に入所施設の在り方を法人内で模索した。

・入所施設の利用に至る経緯を調べたところ、地域生活の継続には、夜間、祝日、休日を支えるシステムが必要なことが明らかになった。そこで24時間365日駆けつけ、必要に応じ受入れする機能を企画し、平成23年にアパートを借用して職員10名で夜勤を始めた。

・国の地域生活支援拠点設置の指針を受け、自立支援協議会で検討を開始。第4期圏域障害福祉計画で「地域生活への定着・継続を支援し、夜間を含めた緊急支援を行うための地域生活支援拠点(グループホーム+短期入所)を1カ所整備し、そこを核とした面的体制を構築すること」と明記し、整備を始めた。

・平成29年に「ニーズのない入所を防ぐ理念」を自治体と共有し、6市町村が予算を按分。地域の社会福祉法人が上記にある平成23年からの取り組みをもとに設置した「総合安心センターはるかぜ」を地域生活支援拠点等の核として位置づけ、空所2床を確保し、地域あんしんコーディネーター(Co)2名を配置した。北信越圏域行政直営の拠点である。

#### ○6市町村での地域生活支援拠点事業検討会での検討

・6市町村係長、あんしんCo、主任相談支援専門員を中心に毎月実施している。地域課題や今後の充実策の検討、拠点の緊急時対応、おためしハウス(体験の場)の実績報告、推移を確認。PDCAサイクルで評価をし、結果、整備が進むにあたり緊急時対応件数が下がっている。駆け付け訪問は、最初は月に平均8回ぐらいあったが、現在は平均して月に0.5回程度になっている。

・「総合安心センターはるかぜ」は中野市にあり空所確保2床(6床の短期入所のうち2床)だったが、圏域内の利便性もあり飯山市「常岩の里ながみね」に新たに1床を確保し、「はるかぜ」に1床、ながみねに1床となった。

・令和5年度実績：緊急相談件数21件(夜間、休日、電話対応2件、現地出勤1件)

#### 【コーディネーターの役割】

○緊急にしないための平常時の支援

### <緊急時の登録、受入れ事業所との協働>

- ・計画作成を担当する相談支援専門員より依頼を受け、緊急受入れ登録希望する利用者の支援会議へ参加、登録依頼者への自宅訪問、緊急性の把握、クライシスプランの作成している。
- ・月に1回は各緊急空所事業所先と登録情報の情報共有し、定期的に登録者への家庭訪問をしている。

### <ハイリスクの方の登録台帳の整備>

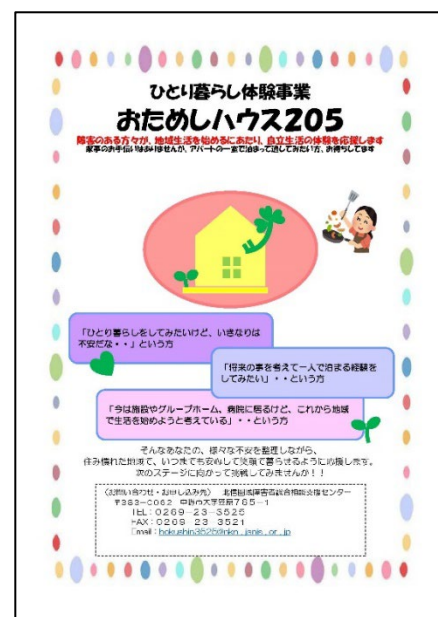
- ・6市町村毎に開催しているケース進行会議にて計画相談支援に繋がっていない緊急時対応が想定されるハイリスクの方を抽出し、登録台帳の整備を進めている。緊急時の登録書を作成し、ご本人（ご家族）と確認し、関係機関（行政等）にも確認を行っている。

### <おためしハウス（体験の場）の利用調整、アセスメント>

- ・あんしんCoによる一人暮らしに向けたアセスメントや利用調整をしている。
- ・おためしハウスは、一人暮らしに向けた体験の場アパート型の建物の1室で家電や調理道具も揃い、いつでも生活できる環境を整備し、最大14日間利用可能。補助金対応で出来高払いである。
- ・親との同居している若い障がい者も多いが、グループホームからの利用者も受入れる。

### ○緊急時における受入れ

- ・24時間365日の緊急時の電話相談を受け付けしている。受付後、短期入所事業所、サービス提供事業所、移動手段等の連絡調整を行い、必要に応じて緊急時の駆けつけを行う。
- ・クライシスプラン整備済みの登録者においてはプランに沿って対応している。
- ・緊急時の受け入れは、48時間としており、48時間以内に行政を含めた支援会議を開催している。（虐待事案は自治体が対応）



### 【基幹センター、委託相談、あんしんCoの情報共有】

- ・同一の場で実施しており、委託、基幹、あんしんCoの週1ミーティングで情報を共有している。それぞれのケースの介入、リファー、協働を検討している。
- ・緊急対応はあんしんCoが行うが、サービスに利用に至っていない方で、その後のサービス利用が想定される場合は委託とあんしんCoで連携対応している。

### 【地域生活の移行支援】

#### ○精神科病院からの地域移行

- ・退院見込みの連絡があった際、委託相談とあんしんCoで病院に出向いて本人と面談。退院の際には家族も交えて会議、定期訪問を実施。緊急が想定される事例は、あんしんCoが

入っている。

#### ○地域の社会福祉法人内の施設入所者の地域移行の取組み

・法人内のグループホームへの移行を進めている。昼夜分離のため日中事業所（生活介護、就労継続 B 型）の展開、入所者も別の事業所へ通う取組みをすすめ、障害者総合支援法を活用し、法人内で展開している。

・現在、入所施設の平均年齢は 65 歳を超えており、年齢的に地域移行できる人はほぼ地域移行できた。高齢者に対しても今後地域移行の取組みは行うが、人員体制や物理的な環境設定が難しい状況。よって地域から施設入所にならないような取組みに力点を置き、入所施設の平穏な環境の維持に努めている。

・移行後の施設の空所を活用し、地域の強度行動障害の方を対象としたトリートメント機能を有した専門棟を開所予定である。

#### 【今後の展望】

・在宅生活の心配とは何であるかを検討した結果、夜間、休日にかかる緊急事態への不安ではないかという考えに至った。入所施設は 24 時間 365 日、職員が常駐し、見回りもして、何かあったら部屋に駆け付ける機能、安心がある。そのため地域で上記の不安で通常生活が脅かされると入所支援（ニーズなき入所）に至ってしまう。では、その機能が地域全体、市町村にあれば当事者は「地域で生活を続けてもいいかな」と思うのではないか。

・緊急の駆け付け訪問は、サービス等利用計画に日中や居宅、ショートステイのサービスを充実させることによって減少する。更に、必要であればクライシスプランが作成される。拠点機能だけでなく、通常サービスが充実すると安心感はさらに増すのではないか。

・拠点ができて、地域生活に安心が生まれると入所人数が減り、施設は個室化してユニットバスを付けることができ、施設生活の質も向上させることができた。実際に 50 名定員の入所施設は 30 名定員となり、実員は 24～5 名となった。

・拠点が機能していたとしても、強度行動障害等の 2 次的障害に陥っている方のような、地域で暮らすことに困難を抱える方々は必ず存在する。入所施設は、そのような方々等、在宅生活が破綻している方々に対して専門的なトリートメントやサポートを有期限で提供し、その後、地域生活への復帰を支援するレスキューモデルとして存在することが最終形態ではないか。

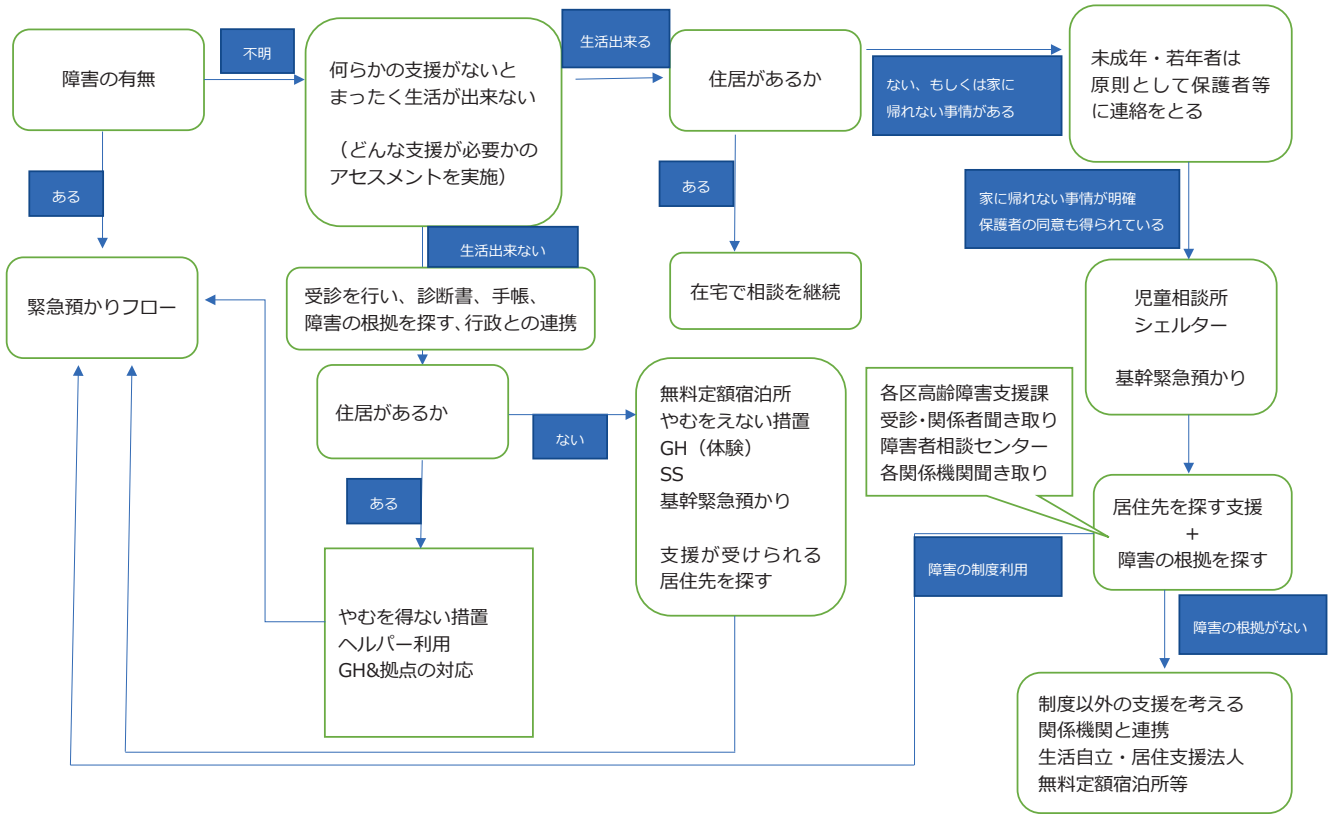
#### 【課題】

・行政の担当者が変わると引継ぎの如何によって実行事業所との温度差が生じやすい。

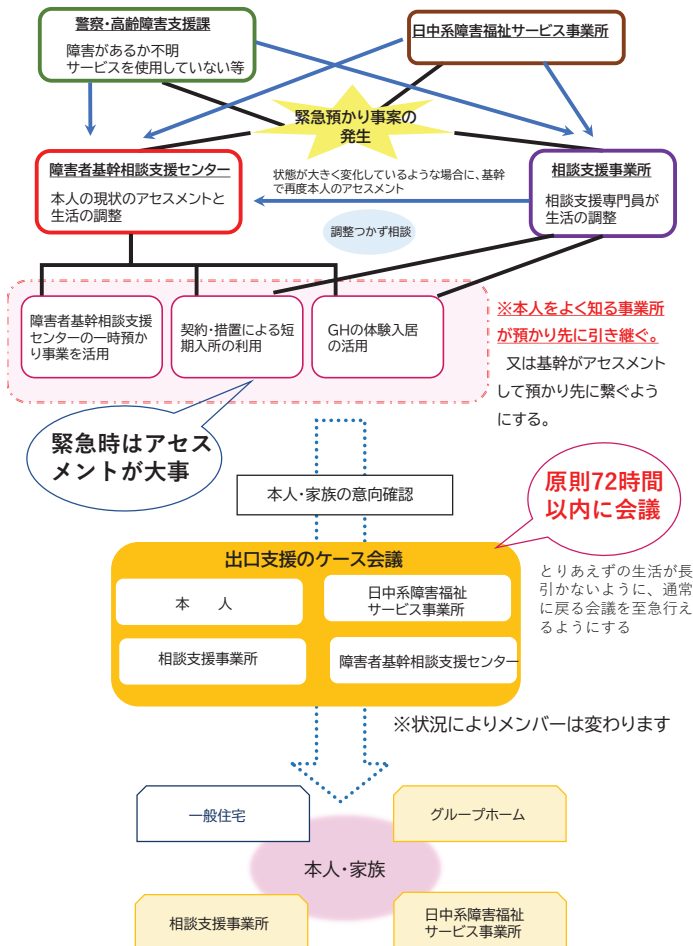
・拠点は行政直営であるが、コーディネーター及び緊急空床等の主要拠点機能が 1 法人に委託されていることもあり、受託法人が地域の障害者福祉を牽引し、行政と強固な関係にある。

・しかしこれが法人や施設への依存に繋がり、「最終的には入所施設」とならないよう、地域生活継続に向けて協働し続けることが課題と言える。

障害の有無にかかわらず対応フローチャート



緊急預かりの必要性が生じた場合のフロー



計画相談支援事業所の皆様へ

令和4年8月1日  
千葉市障害者基幹相談支援センター

障害のある方々が、安心して地域で暮らし続けられるように、千葉市では地域生活支援拠点の面的整備を進めています。面的整備とは、千葉市が一丸となり、皆で当事者の方が千葉市で暮らし続けられるように一緒に考えていくものです。そして拠点の機能として、「緊急時の対応」があります。まずは、この機能を面的に整備していく必要があると考えております。そこで、相談支援事業所の皆様にお問い合わせがあります。

利用者さんの緊急時に対応できるよう備えましょう！



1. 計画相談支援の担当をされている利用者さんの緊急時の対応をあらかじめ検討しておいてください
2. 今担当されている方で、緊急時にどこにも頼れない方については、各地域の基幹相談支援センターへ情報提供をお願いします。ご本人やご家族と一緒に考えていきましょう。

当事者の方と、将来のことや緊急時のことを一緒に考えていきましょう。困ったときは拠点コーディネーターが再アセスメントし、ともに考えます。

相談の流れ





社会福祉法人 ゆうかり

地域生活支援拠点  
ゆうかり

～地域生活支援拠点ゆうかりの取組みについて～

<http://yuukari-s.jp/>  
 昭和42年事業開始（ゆうかり学園）  
 平成13年 法人 分離独立  
 （社会福祉法人落穂会より）

## お伝えする内容

- 1 鹿児島市での取り組み
  - (1) 鹿児島市障害福祉計画第4期計画
  - (2) 地域生活支援拠点の取り組み
    - ①実際の運用イメージ
    - ②機能の検討・体制整備のプロセス
    - ③実際の運用（鹿児島市障害者地域生活支援拠点）
- 2 地域生活支援拠点によせる期待

### 1－（1）鹿児島市障害福祉計画第4期計画

《概要版》

#### 第2章 平成29年度の目標値の設定

障害者等の自立支援の観点から、入所から地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、平成29年度を目標年度として、国の基本指針及び第3期計画の実績並びに本市の実情を踏まえて、目標値を設定します。

#### 2 地域生活支援拠点等の整備

・平成29年度末までに、障害者の地域での生活を支援する拠点等を一つ以上整備することを目指します。

#### ○ 地域生活支援拠点

居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を集約して整備する「多機能拠点整備型」（グループホーム併設型、単独型）、地域において複数の施設で機能を分担する「面的整備型」等が考えられます。

### 1－（2）地域生活支援拠点事業整備に向けた取り組みと開所後の現状

- ①実際の運用イメージ（ゆうかり版）
- ②機能の検討・体制整備のプロセス（鹿児島市版）
- ③実際の運用（鹿児島市障害者地域生活支援拠点）



#### 1－（2）－① 実際の運用イメージ その1

- 開所日  
平成29年10月1日
- 事業名  
鹿児島市障害者地域生活支援拠点事業
- 事業目的  
本人に寄り添い、家族や地域社会と一緒に考え、  
周辺事業所と協働して面的に支えていく  
⇒『多機能拠点整備型面的整備モデル』



#### 1－（2）－① 実際の運用イメージ その2

- 具体的な機能
  - 安心コールセンターとしての機能
  - 短期入所4床（内1床は補償対象の空床）の活用
  - 24時間365日の緊急時の相談及び対応
  - 地域生活のバックアップ相談受付
- 虐待防止センター
  - 虐待防止転送電話による虐待ケースへの対応



1 - (2) - ① 実際の運用イメージ その3

▶ 附帯事業  
通所施設（生活介護）20名分  
グループホーム18名分

▶ 拠点の特色  
多機能事業の組み合わせによる効率よい人員配置  
-OJT(On-the-Job Training)を取入れた人材育成  
-医療・障害特性把握など専門性の確保  
-支援スタッフの資質向上  
⇒今後の報酬見直しへつなぐ



1 - (2) - ① 実際の運用イメージ その4  
事業概況

▶ 事業内容

1. GH6名×3ユニット（18名）
2. 短期入所（4床、内1床は補償対象の空床）
3. 生活介護（20名）
4. 相談支援
5. 居宅介護等

▶ 建築概況

建物名称 : 地域生活支援拠点ゆうかり  
用途地域 : 商業地域 第一種住居地域  
防火地域 : 準防火地域  
敷地面積 : 855.41㎡ 建築面積 : 404.12㎡  
延床面積 : 1297.53㎡  
階数 : 地上4階  
構造 : 木造耐火構造  
駐車台数 : 7台（+近隣駐車場含め約10台分あり）



1 - (2) - ① 実際の運用イメージ その5  
事業概要

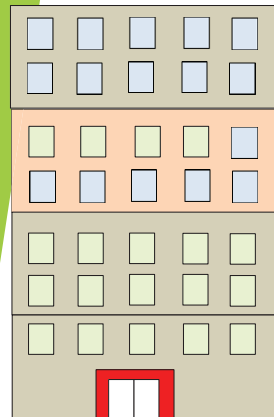
障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、**居住支援のための機能**（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、**地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者等の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を目指す。**

※ 安心コールセンター機能としては、鹿児島市中心部にある基幹相談支援センターとの連携の下、虐待ケースへの即時対応の拠点となる。また、短期入所4床を活用し、事前登録者（近隣の他法人GH、近隣の独居、家族同居）に対する、緊急時対応、プリステイ（体験宿泊）等を実施。



1 - (2) - ① 実際の運用イメージ その6  
事業概況

▶ 事業内容



各ホームへ  
夜勤1名配置  
合計2名配置

【3,4F 共同生活援助（グループホーム）  
2ユニット×6名=12名  
短期入所4床（2床×2フロア）  
内1床は空床補償】  
4F くらーぱー（H29.10月開所）  
3F すみれ（H30.04月開所）  
3・4F 短期入所事業所あすてつぷ  
（H29.10月開所）

【2F 共同生活援助（グループホーム）6名  
相談支援、安心コールセンター】  
2F くるみ（H30.12月開所）  
あとりえ・となりびと  
（相談支援・居宅等）  
**鹿児島市障害者地域生活支援拠点  
（安心コールセンター）**

【1F 生活介護 20名】  
生活介護事業所あすてつぷ

拠点相談員  
として  
宿直1名配置

1 - (2) - ① 実際の運用 平成29年10月1日～  
（鹿児島市障害者地域生活支援拠点）

◇安心コール機能の実際 その2

連携協定法人について

- ・地域生活支援拠点検討部会にて連携法人より宿直者（相談支援専門員等）の派遣を検討  
↓ ↓ ↓ ↓ ↓
- ・受託法人であるゆうかりと市内18法人が協力連携の協定を締結

↑ ※令和6年4月1日時点

※中核施設としての拠点が、地域の各法人との協力体制にて24時間の相談体制を維持継続する仕組み



今後の課題①

まだまだ（当然）課題も多い・・・

設置場所の数

鹿児島市に1ヶ所（しかない）

行政、基幹センター及び地域の関係機関と協働での対応が必須

宿直1人体制での緊急対応

実働的な対応のためには体制構築に議論が必要

-連携先を増やし面的整備を推進

-多機能拠点のメリットを活かし柔軟に対応

-GH夜勤者による第一報の対応からの宿直対応へ（二段構え）



## 今後の課題②

『緊急』の判断  
 緊急の判断基準（判断が難しいケースも想定）  
 ⇒『緊急』の判断（事例）の蓄積は可能 = 拠点型のメリット  
 面的整備だと『緊急』の捉え方に差が生じる可能性あり

### この他の課題を含めて・・・

具体的に解決していくための体制・地域づくり  
 地域生活支援拠点部会（市の自立支援協議会の中に設置）  
 ※連携協力法人と共に協議（毎年1～2回開催）

## 2 地域生活支援拠点によせる期待

- ▶ 一法人の取り組みでは、とうてい成り立たない。
- ▶ 拠点型面的整備！
- ▶ 親亡き後、といわず、今も、これからも暮らしやすい社会（まちづくり）のために、機能したい。
- ▶ 24時間・365日体制⇒基幹相談支援センターのスタッフならびに、他法人の相談支援専門員も宿直のシフトに入る。＝基幹相談支援センター自体が24時間・365日体制となり、今後、鹿児島市内に第二、第三の拠点を整備することにより、基幹相談支援センターのスタッフを増やしていくという仕組みに置き換えることができる。
- ▶ 基幹相談支援センターそのものを増やすのではなく、関わる相談支援専門員を増員していく考え方。

## 広げよう・取り組もう！！

- ▶ 『福祉』が持つ実践力  
 ⇒ 『福祉』 × 『+α』で育もう  
 地域の実践力と共生社会
- ▶ 地域生活支援拠点等を活用した  
 共生社会の輪  
 ⇒ 『今』も『これから』も住みやすい  
 地域づくり

- 地域の中で安心して生活したい
- 家族の病気などで頼る人がいない
- 将来、「親亡き後」の相談をしたい

障害のある方々の相談窓口

地域生活支援拠点

ご本人・ご家族の不安に寄り添い  
一緒に考えていきます

悩み・疑問・不安  
抱え込まずにご相談ください

鹿児島市 障害者地域生活支援拠点

24時間365日

悩み・疑問・不安  
抱え込まずにご相談ください



電話番号 099-813-7183

Fax番号 099-813-7176

メール kyoten@yuukari-s.jp

鹿児島市早稲田一丁目8-7

(地域生活支援拠点ゆかり内)

営業時間：8時30分～17時30分

休業日：土日祝日、12月29日～1月3日

(注) 緊急相談については24時間対応・年中無休です

<https://yuukari-s.jp/soumuta/>



地域で暮らす一歩を  
安心して踏み出すための拠点です。

障害のある方々が住み慣れた街で心から安心して暮らし

それが当たり前になる未来を目指して、

様々な支援を切れ目なく、

不安なく提供できる仕組みづくりを進め、

共に歩んで行く場所です。

地域生活支援拠点の特長

●24時間いつでも対応

24時間365日対応可能な  
地域生活支援拠点は、鹿児島市  
全域から徒歩圏内に  
基幹相談支援センターと連携  
しています。

24



●専門家が対応

個々の状況に応じて、様々な  
ケースについて、適切なサー  
ビスが受けられるよう本人の  
状況を把握し、迅速に対応  
いたします。

鹿児島市  
障害者地域生活支援拠点事業

ご家族に関する悩み、生活に関する悩み、緊急相談等。

抱え込まずに、なんでもお気軽にご相談お待ちしております。

3つの機能(主な役割)

緊急時の受け入れ・対応の機能

- 24時間365日の緊急相談や緊急一時受け入れ
- 連携施設などへのコーディネート
- 専門の相談員が対応
- 基幹相談支援センターや地域の支援機関などと連携して対応

地域生活体験の場の提供の機能

- 施設や医療機関などから地域生活への移行を希望する方へグループホームやショートステイ等を利用した体験の場を提供
- 緊急用の空床を活用した体験の場の提供

対象 鹿児島市にお住まいの障害のある方・ご家族や支援関係者等

専門の相談員が対応します。

最適なサービスを提供します。いつでもご相談ください。

よくある質問

- Q1 利用料金はかかりますか？  
A1 緊急相談・緊急一時受け入れは無料です。地域生活の体験は利用者負担額が発生します。  
※1泊2日(夕・朝食あり)の体験で、約1,800円程度(2023年4月現在の)の自己負担です。  
※詳しくはご相談ください。
- Q2 内密で相談したいです  
A2 個人情報に関しては必要な支援を行う際以外で使用することはございません。  
安心してご相談ください。

ご相談は電話・ファックス又は直接ご来所ください

お問合せ方法は裏面へ

※「緊急」とは、家族等養護(介助)者の疾病等による急な不在や精神的不安等に伴う一時的な避難などを想定しています。

別記 1

鹿児島市障害者地域生活支援拠点事業業務委託仕様書

1. 委託名

鹿児島市障害者地域生活支援拠点事業業務委託

2. 業務の目的

障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の重度化・高齢化や「親亡き後」などの地域課題を踏まえ、障害者等の入所施設や病院からの地域移行を進めるために、重度障害にも対応することができる専門性を有する相談体制等と、地域生活で生じる障害者等やその家族等の緊急事態に対応できる体制を構築する。

3. 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

4. 実施体制

(1) 設置場所

受注者は、事業を実施するための場所を確保するものとする。

(2) 勤務体制

受注者は、事業を実施するために必要な人員を配置するものとする。

5. 利用料等の徴収について

緊急一時保護については、障害福祉行政の公益的な業務として、利用者から利用料等は徴しないものとする。

地域生活の体験の場の提供については、食費などの必要な実費相当額と、障害福祉サービスを利用する場合は適切な負担額を、利用者から徴するものとする。

6. 業務内容

(1) 緊急相談支援

身体障害、知的障害、精神障害及び発達障害等に係る24時間365日の緊急の相談支援業務を行う。

(2) 緊急一時保護

① (1)に係る緊急一時保護業務を行う。緊急一時保護に係る費用については委託料に含まれるものとする。

②同時に2人以上の緊急一時保護が必要となる場合は、発注者に連絡し、指示

を受けるものとする。

(3) 居室確保

(2)に係る緊急一時保護の利用者を受け入れるために、短期入所の居室1室を確保する。

(4) 緊急相談支援及び緊急一時保護の対応後の引継

(1)及び(2)に係る業務の対応後、利用者を障害者基幹相談支援センター又は適切な相談支援事業所等に引き継ぎ、必要な相互の連携を図る。

(5) 地域生活の体験の場の提供

入所施設や病院及び親亡き後の課題がある家庭等から地域生活への移行を希望する障害者に対する共同生活援助や短期入所等の体験の機会・場を提供する。

(3)の居室を活用し、無料の体験事業など地域生活への移行を促進するための機能強化の取組を行う。ただし、緊急一時保護が必要となる場合は緊急一時保護を優先するものとする。

(6) コーディネーター配置

(1)～(5)の実施や調整を行うため、コーディネーターを配置する。

(7) 災害等緊急時の避難スペースの確保

市地域福祉課と協定を結び、災害等の緊急時においては、福祉避難所として障害者等の受入を行う。

(8) 障害者地域生活支援拠点の周知広報・利用促進

広報物の作成・配布など、市民及び関係事業所等への周知広報業務を行い、利用促進と機能強化の取組を行う。

(9) 関係機関との連絡調整

障害者基幹相談支援センターなど関係機関との連絡調整を行う。

(10) 地域生活支援拠点部会に関する業務

鹿児島市障害者自立支援協議会の地域生活支援拠点部会の運営を行う。

(11) その他受託業務に関する業務

7. その他

(1) 物品等の管理

受注者は、業務に関連する物品や備品等を確保し、業務を行う。

(2) その他疑義があるときは、その都度、双方協議の上で対応するものとする。

# くらしだいじネット 緊急時支援コーディネートマニュアル

(令和4年4月改訂版)



## 1. 支援体制

### (1) 体制

#### 緊急時支援の受付～主担当者が決まるまで

- ・平日日中：障がい児者相談支援センター係職員
- ・夜間・休日：輪番制の電話当番・応援当番

※主担当者は、緊急時が起こった次の平日朝の相談支援センター係ミーティングで決定する。

### (2) 役割

#### 電話当番

- ・緊急連絡専用携帯電話を持ち、緊急時の受付・相談対応をする。緊急時の判断や支援方法等の検討、支援は、応援当番と協議し対応する。
- ・緊急時の受付・相談・対応した場合は、経過を緊急時受付票に記録する。
- ・緊急時支援開始の翌日が休日の場合、事業所に利用者の状況確認を行う。(相談支援センター係職員のみ。電話当番が他係の場合は、応援当番が行う。)
- ・支援開始後、急病・無断外出等の緊急事態の連絡を受けた場合は、応援当番と対応し、障がい児者相談支援センター係長にも連絡する。

#### 応援当番

- ・電話当番から連絡があった場合は、協議し対応する。

#### 主担当者

- ・支援している事業者との各種調整やケア会議の開催、支援終了の立ち合いを行う。

1

## (2) 事業所への支援依頼から支援開始まで

### 緊急短期入所を利用する場合

#### ① 事業所へ支援依頼

- ・登録者で受け入れ先が決定している者

緊急時の流れ（くらしだいじネット担当者会議録）に沿って事業所に依頼。

- ・登録者で受け入れ先が未定の者及び未登録者

利用実績がある場合は、当該事業所へ依頼。

利用実績がない、または当該事業所の支援が難しい場合は、当番事業所へ依頼。

当番事業所が難しい場合は、障がい特性に合った事業所へ依頼。

- ・受け入れ時間：基本的に8時30分～17時30分

※どうしても上記時間以外の対応が必要な場合はセンター係長へ相談。

#### ② 短期入所利用のための必要物品準備（常用薬は必ず持参）

受け入れ先が決定している者は、緊急時の流れ（くらしだいじネット担当者会議録）を参考に支援者で検討し対応する。

登録者で受け入れ先が未定の者及び未登録者は、支援者で検討し対応する。

#### ③ 事業所へ移動

受け入れ先が決定している者は、緊急時の流れ（くらしだいじネット担当者会議録）を参考に支援者で検討し対応する。

登録者で受け入れ先が未定の者及び未登録者は、支援者で検討し対応する。

#### ④ 事業所への依頼

- ・情報提供、経過説明
- ・利用者への同意書確認と実費等の説明依頼
- ・「緊急時支援の依頼について」説明（様式は6ページに掲載）
- ・支援開始を確認

3

## 2. 緊急時の対応

### (1) 受付から判断まで【夜間・休日】

※平日日中は、障がい児者相談支援センター係職員にて対応

#### 対応方法

- ① 電話当番にて受付・相談対応

- ② 緊急時受付票に基づき必要事項の聞き取り

ア、この時電話のみで状態が落ち着いた場合、または対象ではないと判断した場合

・・・☑対応終了

イ、電話当番のみでの判断が難しい場合

・・・☑**応援当番に連絡し、緊急時支援の対象かどうか協議**

a. 緊急時支援の対象ではないと判断した場合・・・☑**相談者に連絡し対応終了**

b. 緊急時支援の対象と判断した場合

登録者：障がい福祉課に集合し、緊急時支援登録台帳にて緊急時の流れを確認する。

未登録者：必要に応じて訪問等行い聞き取りした情報から事態を把握し判断する。

・「緊急短期入所」「緊急居宅介護」かを判断。必要に応じて「駆けつけ応援」※も検討

#### ※駆けつけ応援とは・・・

利用者の特性などにより、利用している事業所職員や、担当の相談支援専門員による働きかけ等が有効と考えられる場合、事業所への同行、利用者宅での見守りなど、慣れた職員に支援の協力を仰ぐこと。

2

### 緊急居宅介護を利用する場合

#### ① 事業所へ支援依頼

- ・登録者で受け入れ先が決定している者

緊急時の流れ（くらしだいじネット担当者会議録）に沿って事業所に依頼。

- ・登録者で受け入れ先が未定の者及び未登録者

利用実績がある場合は、当該事業所へ依頼。

- ・受け入れ時間：基本的に8時30分～17時30分

※どうしても上記時間以外の対応が必要な場合はセンター係長へ相談。

#### ② 事業所への依頼

- ・情報提供、経過説明
- ・「緊急時支援の依頼について」説明（様式は6ページに掲載）
- ・支援開始を確認

### 駆けつけ応援を利用する場合

#### ① 事業所へ支援依頼

登録者：緊急時の流れに沿って当該事業所に依頼

未登録者：利用実績のある事業所の支援が可能な場合は、支援を依頼

## (3) 支援開始後

#### 対応方法

##### ① 報告

- ・対応した職員は速やかにセンター内に状況を報告
- ・休日の場合には、必要に応じて係長へ電話にて報告

##### ② センター職員は今後の方針を検討、主担当者を決定。

ケース担当がいればケース担当が主担当者となる。

##### ③ 状況確認

- ・支援開始の翌日、主担当者は事業所へ電話にて状況確認
- ・翌日が休日の場合には、電話当番にて状況確認  
(相談支援センター係職員のみ。電話当番が他係の場合は、応援当番が行う。)

4

- ④ 事業所からの急病や緊急事態などの連絡受付や対応
- ・ 平日日中は主担当者が対応
  - ・ 夜間休日は電話番号が対応
- (対応が必要な場合は、障がい児者相談支援センター係長に連絡)

## **ケア会議**

- ① 今後の支援方針と役割分担を決定
- 登録者：主担当者は担当相談支援専門員に会議開催するよう依頼し、会議に参加する。
- 未登録者：主担当者は、緊急時支援の開始後速やかに開催
- (出席者：センター担当者、受入れ事業所、相談支援事業所、利用事業所等)

## **◆緊急短期入所利用中の急病時対応**

「緊急短期入所利用中の急病時支援体制フロー図」参照

## **◆短期入所の変更**

緊急時短期入所利用開始後であっても、利用者の状況に応じて他の短期入所事業所の利用が適当であると考えられる場合は、緊急時支援開始後7日以内であれば変更を可能とする。

## **(4) 終結**

事業所による緊急時支援が終了した時点で、終結とする。

※緊急支援終了時、主担当者が立ち会う。

## **(5) 終結後**

継続した支援が必要で担当相談支援専門員がいない、又はバックアップが必要な場合、決定されたセンターの主担当者が対応する。

栃木市くらしだいじネット『一人暮らし体験事業』って何？

はるおくんの

## お泊まり体験を やってみた！！レポート



こんにちは。ぼくの名前は、はるおです。

栃木特別支援学校を卒業してもうすぐ20歳。

卒業してから、「はっぴーらいふ」という、B型の事業所でまいにち仕事をしています。

趣味は、アニメをみることで、お給料で、大好きなキャラクターグッズを買ってます。

家族は、お父さんとお母さんと妹。まあ、みんななかよくしてます。ほんと、ふつうです。



ところが、最近ちょっと考えることがあって・・・

同級生のなつおが、グループホームで生活を始めて、そこから「はっぴーらいふ」に仕事にきてるんです。

さらに、あきおは実家に近いところにあるアパートで、一人暮らしを始めたんです。ビックリです。

前にお母さんと、これからのことを話したことがあるけど、自分は今の生活から変わることができるのかな・・・



そうだ！そういうときは、相談支援専門員のきくちさんに聞いてみよう！



こんにちは。はるおくん。

もうすぐ20歳の誕生日だね。

きのうの電話でも聞いたけど、これからのことの相談かな？

そうなんです・・・

ともだちがグループホームで生活したり  
アパートで一人暮らしをはじめたり・・・

実は、ぼくは、あきおみたいに、一人暮らしにあこがれてて・・・

こんなぼくでも、できるのかな・・・



そうだったんだね。  
たしかに、一人暮らしのイメージ  
って浮かばないよね。



栃木市には、そんな一人暮らしの  
イメージをもてるように、  
「一人暮らし体験事業」という、  
お泊まり体験ができる取り組みが  
あるんだよ。

え！？  
そんなことができるんですか？？

チャレンジできるかわからないけど、  
どうやったらいいのか、  
くわしく教えてください！



では、ひとつずつ説明するね。



まず、はじめに、  
どんなところで体験するのかだけど・・・

お部屋の中は、こんな感じだよ。



必要なものはほとんどそろってる  
から大丈夫！



台所には、調理する  
道具もあるから、  
簡単な料理も  
できるよ！



お風呂もきれいな  
よ！

へー！あきおが住んでるような、  
ふつうのアパートなんですね！  
ちかくにコンビニもスーパーもたくさん  
あって便利ですね！

ところで、この一人暮らし体験を利用  
できる人って、どんな人なんですか？

誰でもだいじょうぶですか？  
ぼくも平気なのかな・・・



利用できる人は、



- 一人暮らし等の自立した生活をしていない方
- 緊急時対応可能な緊急連絡人がいる方
- 利用料が支払える方
- 障害区分1～3の方、または同程度の方
- 体験可能な心身状態である方

などなど・・・

と、決まっているけど、個別に相談できるから何でもきいてね！

よかった！  
いまの条件だと、ぼくも利用できるね！

あと、気になるのが  
お金のことなんですが・・・

体験でかかる費用はどれくらいですか？



そうだよ、費用のことだけど、



1日のみ（泊りなし）	250円
1泊2日	500円
2泊3日	750円
3泊4日	1,000円
4泊5日	1,250円

なんと初回は、  
何泊しても無料！！

ヘルパーさんのお手伝いが入ると、オプション費用がかかるよ。

30分以上1時間未満	750円
1時間以上1時間30分未満	1,000円
1時間30分以上2時間	1,300円

料理とかそうじとか  
洗濯とかお手伝いし  
てくれるんだよ！

なるほど！  
最初は1泊からのほうが安心かも！

それに、ヘルパーさんもお手伝いして  
くれるんですね。  
いろんなアレンジができて楽しそう！

なんとなく、場所やお金のことは分かった  
んだけど、どんなふうに過ごしたらいい  
のか、だれと話し合って決めていけば  
いいんですか？



それでは、お母さんとお父さんにも、わたし  
からはるおくんの気持ちを伝えておくから、  
はるおくんも「一人暮らし体験事業」をやっ  
てみたい！って伝えてみてね。



そのあとに、はるおくんの一人暮らし体験を  
一緒に考えてくれる方を紹介するね！

はい！わかりました！

・・・その晩、お母さんとお父さんに、  
一人暮らし体験をしてみたいって伝えた。

そうしたら、二人とも「はるおも20歳になる  
もんな。心配だけど、いろんな人に手伝って  
もらって、やってみなさい！」  
って言われたんだ！よし、がんばるぞ！



次の日に、きくちさんに電話で「一人暮らし  
体験事業」をやってみることを伝えました。



市役所に申請するのは、きくちさんが代わり  
にしてくれました。

そして、2週間後に市役所で担当の方と打ち合わせをする  
ことが決まりました。緊張するな・・・。

そして、2週間後・・・



はじめまして。  
栃木市相談支援センターの、かわのんです。  
これから、はるおさんの一人暮らし体験のことを  
一緒に考えていきますね。  
よろしくおねがいします。

そのあと、ぼくは、かわのさんと1時間ぐらい、  
一人暮らし体験でどんなことをしたいのか、お話  
しました。  
かわのさんは一つ一ついねいに聞いてくれて、  
話しやすかったです。



そのあと、かわのさんがぼくのための一人暮らし体験の  
計画を立ててくれました。



- 今回は、初めてだから、1泊にして、
- ①夕飯はご飯を炊く
  - ②おかずはヨークベニマルで買う
  - ③朝ごはんはパンとカップスープにする
  - ④ごみの分別を教えてください
  - ⑤B型に遅刻しないようにする

この5つをポイントにしてみました。よし、がんばるぞ！

そして、一人暮らし体験当日



午後4時、はっぴーらいふで仕事を  
終えて、一人暮らし体験をする  
「ジャンプ」まで、送迎車で送っ  
てもらいました。

ジャンプでは、スタッフのしのざきさん  
とスケジュールを確認しました。



午後4時30分、ヨークベニマルに  
行き、夕飯のおかずと、明日の朝  
ごはんを買いました。

お部屋に戻ってから、しのざきさんに、家  
から持ってきたお米のとぎ方と、炊き方を  
教えてくださいました。





午後6時、お風呂に入りました。



午後8時30分 コンビニにデザートを買いにいきました。一人はドキドキしたけど、楽しかったです。



午後7時、夕飯。

自分で炊いたご飯と、買ってきたから揚げとサラダ。おいしかった。



午後9時30分、次の日は自分で起きなくちゃいけないから、早めに寝ました。

そして、次の日になりました



午前7時、起床。

目覚まし時計で起きることができました。



午前7時30分、朝ごはん。

昨日買っておいた、パンとカップスープ。お湯は電気ポットでわかしました。



午前8時、しのざきさんが来て、ごみの分け方と出し方を教えてもらいました。



数日後、かわのさんときくちさんと一緒に、今回の体験のふりかえりをしました。お母さんも参加してくれました。



午前8時30分、お部屋のそうじと、荷物の片づけをして、しのざきさんとB型の送迎を待ちました。一人暮らし体験終了！




そして、ぼくの感想ですが・・・

体験する前は、楽しみも不安もあったけど、いろいろな人たちが一人暮らし体験と一緒に考えてくれたり、手伝ってくれたので、安心しました。

では、さいごに、  
一人暮らし体験事業の流れについて  
ふりかえりです



それから、この体験をしてみても、すこし大人になったような気がしました。次は、2泊にチャレンジしたいと思います！

- 
- ①相談 担当支援者と利用について相談します。
  - ②申請 担当支援者が申請書類を市に提出します。
  - ③決定 市が利用可否を決定します。
  - ④調整 (栃木市障がい児者相談支援センターが実施)
    - ・センターのコーディネーターと一緒に体験計画を作成します。
    - ・担当者会議に参加します。
    - ・利用する事業所と利用契約を結びます。
  - ⑤利用 体験計画に基づき利用します。
  - ⑥振り返り
    - ・終了後、感想や今後について話し合います。
    - ・利用料を支払います。



一人暮らしに関心のある方はぜひ担当支援者（相談支援専門員や担任教諭、病院のソーシャルワーカー等）にご相談ください。  
その他ご不明な点については、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

栃木市役所 障がい福祉課 障がい児者相談支援センター

住所 栃木市万町9番25号

電話 0282-21-2219 FAX 0282-21-2682

半田市障がい者体験的宿泊事業実施要綱

(趣旨)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項に規定する地域生活支援事業のうち、体験的宿泊事業（以下「事業」という。）の実施については、半田市障がい者地域生活支援事業実施要綱に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、半田市とする。

2 市長は、事業の実施を第5条に規定する事業者に委託するものとする。

(実施内容)

第3条 地域において、自立した生活を営むことを希望する障がい者に居室を確保し、一人暮らしに向けた体験的宿泊（宿泊を伴わない滞在であって、宿泊につながることを目的としたものを含む。）の場を提供するものとする。

(利用対象者)

第4条 この事業の対象者は、半田市障がい者地域生活支援事業実施要綱第4条に規定する者とする。

(実施事業所)

第5条 事業を実施できる事業者は、法に定める短期入所事業、生活介護、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助事業若しくは自立訓練を実施している事業者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童発達支援、医療型児童発達支援若しくは放課後等デイサービスを実施している事業者又は生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める救護施設を運営する事業者であって、別表第1に定める人員及び設備に関する基準を満たすものとする。

(利用の方法)

第6条 事業を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、半田市地域生活支援事業実施要綱第6条第2項に規定する地域生活支援事業支給決定通知書を事業者に提示し、事業者に直接依頼するものとする。

(利用日数)

第7条 事業を利用できる日数は、前条に規定する支給決定通知のあった日から利用者

の誕生日の属する月の末日までの期間で、24日（うち、宿泊を伴わない滞在であって、宿泊につなげることを目的としたものにあつては2日）を限度とする。

(サービスに要する費用)

第8条 この事業の利用に要する経費は、サービス単価表（別表第2）に定める額とする。

(利用者負担)

第9条 利用者は、前条に規定する費用から半田市障がい者地域生活支援事業実施要綱第11条に規定する地域生活支援給付費を控除した額を事業者に支払うものとする。

(利用者区分)

第10条 第8条に規定するサービス単価表の利用者区分は、障がい支援区分認定審査会の認定を受けている者は、その障がい支援区分によるものとする。この場合において、障がい支援区分1又は2の者は利用者区分1、障がい支援区分3又は4の者は利用者区分2、障がい支援区分5又は6の者は利用者区分3とする。

2 障がい支援区分認定審査会の認定を受けていない者は、市が別に定める調査票による区分認定により利用者区分1から3までに分類する。

(遵守事項)

第11条 事業者は、受け入れることが可能な障がい種別及び年齢層について、利用者に対して事前説明を行わなければならない。

2 事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業員の勤務体制を整備しておかなければならない。

3 事業者は、従業員の資質向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 事業者は、サービス提供時に事故が発生した場合は、市長及び家族等に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

5 事業者は、従業員、会計及び利用者へのサービス提供記録に関する諸記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

6 事業者及び従業員は、正当な理由なく業務上知り得た利用者等に関する秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に

定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

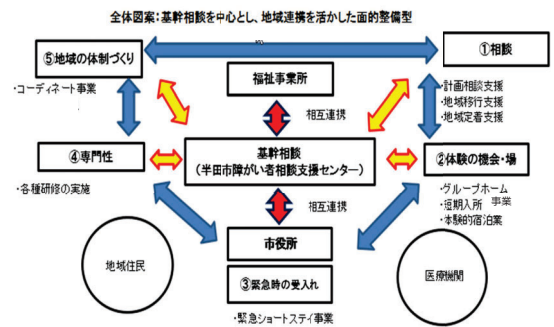
附 則

この要綱は、平成30年7月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月21日から施行する。

半田市地域生活支援拠点等整備全体図 (令和5年度現在)



一人暮らしに向けた体験宿泊事業





参考資料

令和3年度 北信圏域における地域生活支援拠点等事業の面的整備（なのはな地域ふくしあんしんネットの構築）

理念：その人の意思に基づき、暮らしたい場所で暮らしたい人と、その人らしく、生き活きと、安心して暮らせる地域づくり

1. 本人の意思決定に基づく相談体制づくり

- ① 施設・病院からの地域移行、親元からの自立等を進め、本人の意思決定に基づく相談体制を整備するため、計画相談につながっていない障がい者を、市町村毎に把握する。
- ② 6市町村ごとに「ケース進行会議」を開催し、計画相談につながっていない障がい者のうち、緊急に至らないための予防、緊急時の対応、緊急後の生活等に普段から備えるために「なのはな地域あんしんネット」に該当する方に対して相談支援を強化する。

3. 地域移行等のために体験の機会及び場の確保

- ① 施設・医療機関から地域生活への移行、親元から離れて自立するための体験の機会・場の確保をする。
- ② 一人暮らしを支える地域における住居支援の在り方の検討をする。（グループホームの整備・サテライトの積極的な活用）

4. 専門的な人材の養成・確保

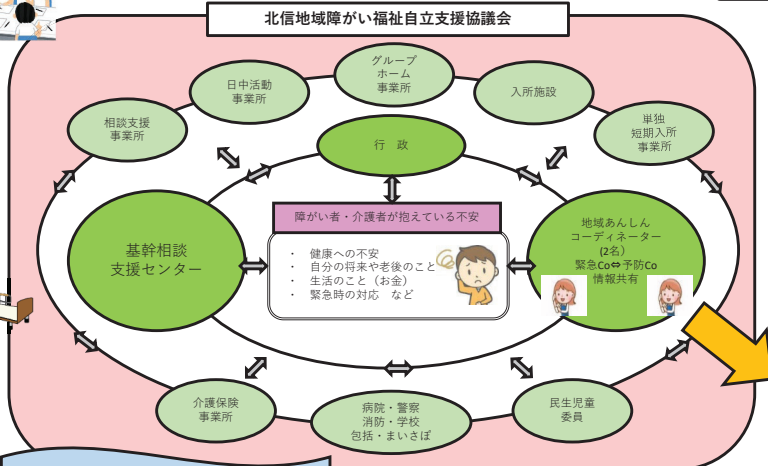
- ① 医療的なケアが必要な障がい者、行動障害・精神障害等に対応できる専門的な人材の育成をする。（研修会の開催）
- ② 医療・警察・消防・学校・包括支援センター・民生委員・まいさば等と連携する。

5. 地域の協体制づくり（なのはな地域ふくしあんしんネットの構築）

- ① 一般相談事業所、特定相談事業所と情報交換会議を開催し、地域の課題を共有する。
- ② 地域のあらゆる資源を活用し緊急時を検討する。
- ③ 北信地域障がい福祉自立支援協議会を足場に安心して暮らせる地域づくりを進める。
- ④ 認定事業所を増やし活用する。

2. 緊急対応

- ① 24時間・365日の緊急時の電話相談の受付・緊急訪問
- ② 緊急時に対する緊急避難の利用調整に対応（空床2床・短期入所・病院・グループホーム・入所施設等の利用）
- ③ 地域定着支援で緊急時台帳に基づき対応



24時間・365日の対応

- stage 1 緊急時の電話相談
- stage 2 家庭への訪問
- stage 3 関係機関への連絡調整
- stage 4 再発防止と予防対応

**緊急時の受け入れ・対応（空床2床）あんしんコーディネーター・委託相談員**

- 空床2床は緊急時48時間いつでも受け入れし、その後、支援会議を行い、出口に向けて調整する。
- 計画相談に繋がっていない障がい者に対して
  - ①24時間・365日の緊急電話相談・緊急訪問
  - ②緊急時に対する緊急避難の利用調整（緊急支援）をする。
- 計画相談に繋がっている障がい者に対して
  - ①計画相談に繋がっているが支援区分がない方に対しては、緊急時受け入れ対象とする。

**緊急時の受け入れ・対応（短期入所）あんしんコーディネーター・計画相談員**

- 計画相談に繋がっていて、すでに短期入所の支給決定を受けている方は短期入所受け入れ施設に緊急対応をお願いしていく。

現在は総合安心センターはるかに空床2床確保されているが、今後6市町村をカバーできる場所や障がい特性に配慮できる機関に広げていくことを検討する。（イメージ図）  
病院・GH・入所施設など

安心coの業務分掌・役割

地域生活支援拠点等の趣旨・期待される役割等

- 必要な機能等：①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場の確保、④専門的な人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり

背景・趣旨  
重度化・高齢化への対応や、親亡き後も見据えるとともに、障害者等の入所施設や病院からの地域移行を進めるため、地域の生活で生じる障害者等やその家族の緊急事態に対応を図り、安心して生活することができる地域体制の構築

期待される役割  
地域生活における安心の確保  
地域生活への移行・継続の支援

※拠点等には、特に、既存のサービス・体制のみでは対応が難しく、市町村が中心となって有機的な連携体制の構築も含め対応が必要となる機能の整備が期待される

拠点機能の向上と安心地域の構築

- J、両翼の動きの中で浮き彫りとなった課題を協議会、課題ワーキング等で提案（緊急が起きないための新たな資源や量、地域移行の場所の確保や量、新たな支援体制の提案）。
- K、医療的ケア、強度行動障害、精神障害者への専門的支援を行う人材の確保・養成  
例 看護師の確保や地域資源としての活用システムの構築、統合失調症、パーソナリティ障害、躁鬱病、強度行動障害の方々への支援研修会の開催等
- L、取り組みの評価と地域診断  
例 入所者、緊急時支援、地域移行者、体験の場の状況、地域移行の場の状況、研修開催の状況等々

5つの機能を意識して地域生活への移行・継続のため安心coが下記のように動く

- E、入所施設、病院等、在宅への定期的な訪問、サビ管等との聞き取りにおいて地域移行の意思を確認。確認できたら相談事業所等へ。  
例 個別支援計画モニタリング会議において意思決定支援を行ったところ、地域移行の意思が推定された、見学、体験等に繋がりたいケースだ。
- F、相談事業所へ定期的な訪問、相談員等からの聞き取りにおいて地域移行の意思を確認。確認できたら入所施設等へ。  
例 定期的な面談により地域移行の意思が確認、推定できた。見学体験場所へサービスをつなぎたい。
- G、体験機会の場を持つ事業所へ定期的な訪問、支援体制、利用率、利用希望者の状況を確認、相談員と連携してスムーズな体験利用に繋げる（おたけしハウス205は安心COがアセスメント等を行う）
- H、上記の流れで相談員、事業所サビ管が進んで行けばよいが、状況把握は行いながら、間に入った調整が必要な場合はコーディネーターとする。例えば体験時の支援体制（緊急時含）等。
- I、上記の過程から地域移行された方への状況を確認。必要であればクライシスプランの作成

5つの機能を意識して地域における安心の確保のため安心coが下記のように動く

- A、市町村ケース進行会議において台帳登録とクライシスプラン必要性の有無の確認（行政発信の場合と安心COのピックアップの二つのルート）。  
例 家庭内暴力で医療保護入院。退院後の本人の希望が家庭復帰であったら24hの連絡体制は必要ないか？あるのであれば、ご家族と面談の段取り、面談、登録とクライシスプランの作成。
- B、相談事業所への定期的訪問による情報共有において台帳登録とクライシスプランの必要性の有無の確認（相談員発信の場合と安心COのピックアップの二つのルート）。  
例 現在日中事業所に通っているが、行動障害の発現により利用停止。現在ご家庭で過ごされている。家庭の状況はどうか？24hの連絡体制は必要ないか？あるのであれば面談の段取り、面談、登録、クライシスプランの作成。
- C、空床確保事業所、一般相談事業所（地域定着）とのクライシスプランの共有と緊急利用時と利用後の状況共有
- D、クライシスプラン作成時における緊急が起きないためのサービス資源の発掘と提案

機能①②⑤

機能④⑤

機能①③⑤

# 過去の空床利用例

1 親族の葬儀



家に一人じゃ  
いられない

2 家族が入院



家に一人じゃ  
いられない

3 家族の急病



家に一人じゃ  
いられない

4 パニック



家に一人じゃ  
いられない

5 家族が破綻



家で過ごせ  
なくなる

6 クールダウン



家や家族から  
離れたい

7 不安



家に一人じゃ  
いられない

8 多量服薬



医師と相談

9 自宅がなくなる



居場所確保

10 行き場がない



家に一人じゃ  
いられない

11 DVの疑い



行政と相談  
安全な場所  
に避難

困ったな！！  
利用できるかな！？  
そんな時は  
ご相談ください！